

○ 見直し経緯について……………	P 1
○ パブリックコメント実施結果……………	P 5
○ 説明会概要……………	P 1 7
○ 公聴会記録……………	P 1 9
○ 意見書要旨……………	P 2 1
○ 都市計画区域マスタープランの見直し概要…	P 2 3
○ 都市計画区域マスタープラン新旧対照表……	P 2 5
○ 区域区分の変更方針……………	P 5 7
○ 区域区分箇所別調書……………	P 5 9

徳島東部都市計画

都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて

1 見直しの経緯

平成16年5月に徳島東部都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（徳島東部都市計画区域マスタープラン）」を策定したが、本格的な人口減少や超高齢社会問題、大規模地震災害への備え、地球環境問題の深刻化などの社会情勢の変化を踏まえ、このたび見直しを行うこととした。

また、昭和46年に「市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）」の都市計画を定めて以来、5回の線引き見直しを行っており、今回、第6回の定期見直しを行う。

2 都市計画区域マスタープラン

○都市計画区域マスタープランとは

都市計画法第6条の2に位置づけられている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をいいます。

都市計画区域マスタープランは、当該都市における人口・産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を示すものです。

また、都道府県が一市町村を越える広域的見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

○都市計画区域マスタープランの構成

- ①基本的考え方
- ②都市計画の目標（都市づくりの基本理念、地域ごとの市街地像）
- ③区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針
- ④主要な都市計画の決定方針（土地利用、都市施設、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全）

3 区域区分

○区域区分（線引き）とは

区域区分制度は、道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行い、つつ、良質な市街地の形成を図る目的で、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分するものです。

○見直しの考え方

- ①市街化区域の規模は、いたずらに拡大することのないよう適正に想定された人口及び産業を適切に収容するものとする。
- ②既成市街地と連続し、現に市街地を形成している区域や計画的な市街化が見込まれる区域のほか、インターチェンジ周辺で市街地を形成する区域を市街化区域に編入する。
- ③市街化区域の土地のうち、現に市街化されておらず、営農が継続されることが確実であり、市街地整備の見込みがない土地の区域を市街化調整区域に編入する。
- ④地形地物の変動に伴い、区域区分の境界が不合理となったものについて変更する。

4 これまでの経緯

○パブリックコメント（区域マスタープラン素案）

- ・募集期間：平成29年6月19日（月）～平成29年7月18日（火）
- ・意見の提出者数：9名 件数：71件

目標等に関する事	7件
区域区分（線引き）に関する事	3件
都市施設の整備に関する事	30件
土地利用に関する事	7件
その他	24件

○説明会

- ・平成29年7月13日～7月25日にかけて、県内7会場で開催
（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、北島町、松茂町）
- ・参加者：延べ39名

○素案の縦覧

- ・縦覧期間：平成29年7月13日（木）～7月27日（木）

○公聴会

- ・平成29年8月4日（金）に開催
- ・公述人：2名 傍聴者：24名
- ・主な意見

都市計画区域に関する事	1件
区域区分（線引き）に関する事	3件
都市施設の整備に関する事	1件
土地利用に関する事	1件

○国土交通大臣との事前協議

- ・平成29年8月17日～平成29年10月20日

○案の広告・縦覧

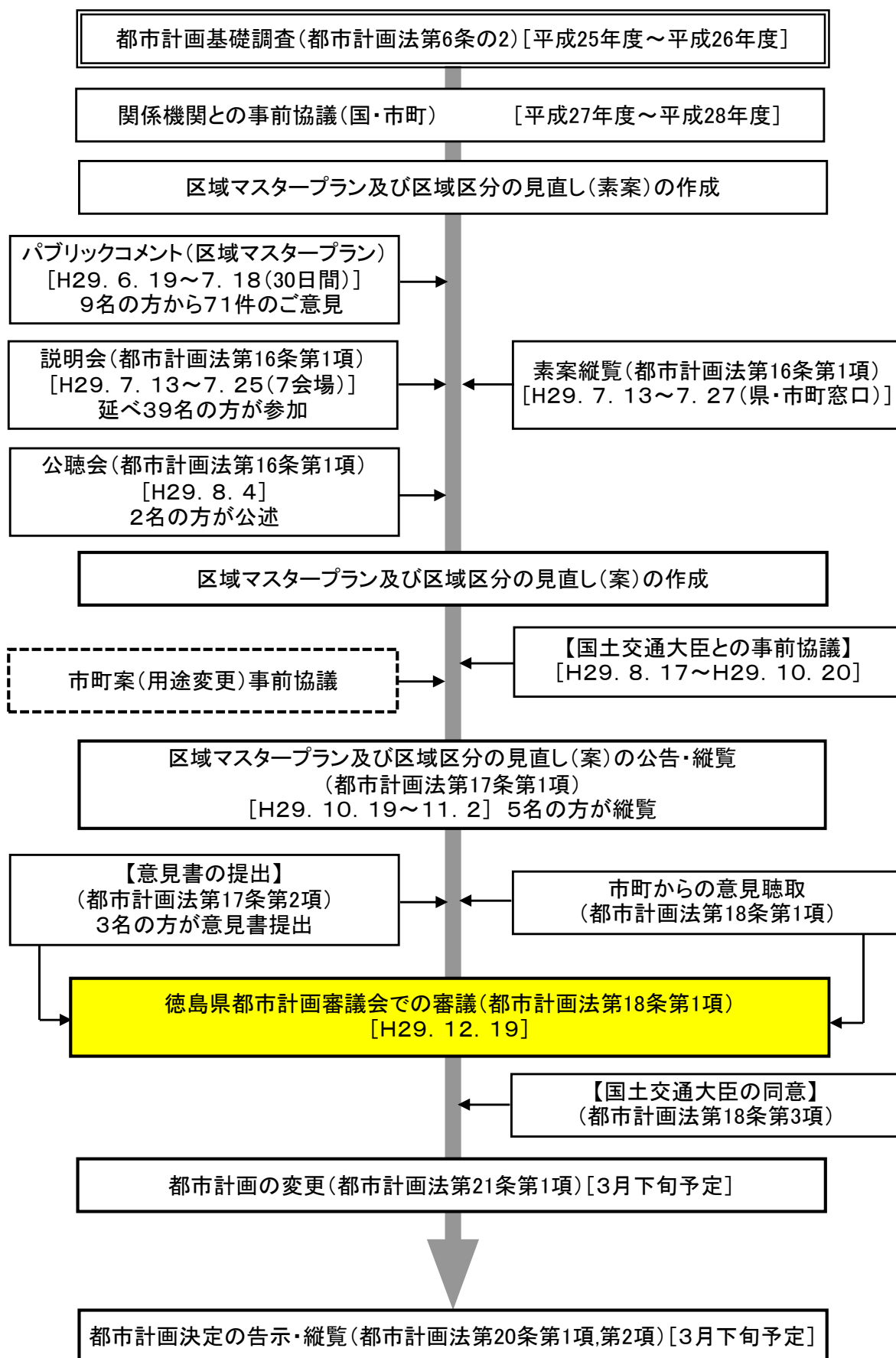
- ・縦覧期間：平成29年10月19日（木）～11月2日（木）
- ・意見書の提出者数：3名
- ・主な意見

区域区分（線引き）に関する事	4件
都市施設の整備に関する事	2件

○市町への意見照会

- ・平成29年10月19日付けで照会
- ・平成29年11月15日～12月12日にかけて回答（全市町で意見なし）

徳島東部都市計画
都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて



「“新未来” 徳島東部都市計画区域マスタープラン（素案）」に係るパブリックコメント実施結果

- 1 意見の募集期間
平成29年6月19日（月）～平成29年7月18日（火）
- 2 意見の提出者数と件数
○ 提出者数：9名
○ 件 数：71件
・ 目標等に関すること 7件
・ 区域区分（線引き）に関すること 3件
・ 都市施設の整備に関すること 30件
・ 土地利用に関すること 7件
・ その他 24件
- 3 意見の要旨等

【目標等】	
番号	いただいた御意見の趣旨
1	・平成22年を基準年としているが、平成27年国勢調査の結果は公表されており、本計画案に掲載されている人口等のデータの多くが更新できる。より実態に即した計画とするため、基準年を平成27年、目標年次を平成47年とし、できる限り掲載データを新しいものに更新することが望ましいと考える。 (1)表頭の年次表記が、「基準年（H22）」と「平成22年」のように混在しているので、全体の表記に合わせ「平成27年（基準年）」と統一修正。 (2)道路整備率・公園整備率（平成24年）、汚水処理人口普及率（平成26年）の図を最新のものに修正。
2	・市街地の実態を踏まえ、徳島東部都市計画区域と藍住都市計画区域は一体の都市として計画（線引き都市計画区域）とすることが望ましいと考える。しかし、今回の見直しでの修正は時間の制約上難しいと考えるので、暫定的に徳島東部都市計画区域と藍住都市計画区域を1つのマスタープランとしてまとめて計画することを提案する。一例として和歌山県では、複数の都市計画区域を1つにした圏域別都市計画マスタープランを策定しており、この手法が参考になると考える。
	御意見に対する県の考え方 基準年については、基礎調査を実施した平成25年度の時点で、最新の国勢調査年次である平成22年としております。表中の年次表記については、いただきました御意見の趣旨を踏まえ、「H22（基準年）」に統一するとともに、道路整備率、公園整備率、汚水処理人口普及率については、平成27年度末時点のデータに更新したいと考えております。 藍住都市計画区域マスタープランでは、区域区分を定めない方針としており、現時点において、区域区分を定めた徳島東部都市計画区域との区域再編は考えておりません。各地域の多様性や独自性を尊重し、地域の個性に根ざしたまちづくりを進める中、広域的に配置された拠点間の交流や連携の強化も必要と考えており、当マスタープランでは、今後、広域都市計画区域や区域区分のあり方について検討を行うとの方向性を示しております。いただきました御意見につきましては、今後の都市計画を考える上で参考にさせていただきます。

3	・各市町村の中心部を広域拠点・副次拠点・生活都市拠点と位置付けていることから、拠点を形成するための手法が必要と考える。平成26年の都市再生特別措置法の改正で、集約型都市構造を形成するための手法として市町村が立地適正化計画を策定できるようになった。そこで、拠点形成の手法として、県が市町村の立地適正化計画の策定支援を行うことを本計画に記載することを提案する。	都市計画区域マスタープランは、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述としました。今後、本マスタープランを踏まえ、市街地内での都市機能や居住機能のさらなる集約化を図ることを目的とした立地適正化計画を策定する市町に対し、学識経験者と連携した研究会を開催するなど、それぞれの地域の課題を解決し、主体的なまちづくりが実施されるよう支援して参ります。
4	・8市町が足並みをそろえる必要はなく、逆にそれぞれの個性、長所を好き勝手に伸ばせばいい。オンラインファンが8つ重なって魅力ある本区域ができる。足並みをそろえるのは防災ネットワークと交通だけで良い。木の枝が太陽光を求めて好き勝手に自由に伸びる、しかしながら横の枝には気を使ってあいだをうまくあけて伸びて行く。自由勝手にやっても秩序は守られる。そんな自由でみずみずしい本区域になってほしい。	当マスタープランでは、都市づくりの理念として、地域の主体となる市町の独自性や多様性を尊重しつつ、広域的に配置された拠点間の交流や連携の強化により、新たな価値が創造され、魅力と活力にあふれる都市づくりを目指すことを掲げております。ただいましました御意見につきましては、今後の都市づくりを進める上で参考にしていただきます。
5	・徳島東部都市計画区域内において、自然災害に強い街づくりを行う。 ※三鷹市役所の「天空の城 ラビユタ計画の街づくり」	当マスタープランでは、都市づくりの理念として、あらゆる大規模自然災害を迎え撃つため、公共施設の耐震化や地域の避難体制の強化など防災・減災対策を推進するとともに、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生が実現できるよう復興まちづくりの事前準備を行うなど、震災時死者ゼロを目指す県土強靱化を推進し、安全で安心して暮らせる都市づくりを行うことを掲げております。ただいましました御意見につきましては、今後の都市づくりを進める上で参考にしていただきます。
6	・「徳島東部都市計画マスタープラン」における目標管理の在り方 (1)徳島県をリードする「職・住・学・遊」の総合的な機能が備わった高次元都市機能の都市社会資本基盤整備を促進する。 ※(外資系高級ホテルの誘致、スパ・リゾート施設の誘致、ICTサテライト・オフィスの誘致、徳島大学における総合大学化等) (2)交流人口の拡大と地域間連携の推進を図る公共交通ネットワークの交通社会整備基盤整備を促進する。 ※(四国新幹線の実現、四国8の字高速道路の完成等) (3)水と緑が映えるゆとりある居住環境に基づくまちづくりの整備 (4)豊かな自然資源・歴史文化を生かした広域交流拠点の形成を図る。 ※(阿波おどり会館、阿波十郎衛兵屋敷、鳴門市ドイッ館、藍の館)	当マスタープランでは、都市づくりの理念として、 ・すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくりを行う ・「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくりを行う ・豊かな自然と調和し地域資源の保全・活用による環境に優しい都市づくりを行う ・地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくりを行う ・住民目線に立った創造性豊かな都市づくりを行う ことを掲げております。ただいましました御意見につきましては、今後の都市づくりを進める上で参考にしていただきます。
7	・「徳島東部都市計画区域」に藍住町(徳島自動車道の藍住IC周辺及びJR高德線のJR勝瑞駅周辺)と板野町(高松自動車道の板野IC周辺及びあすたむらんど徳島周辺)を追加編入する。 ※平成30年度に高松自動車道の完全四車線化の工事が完成	都市圏域の連続性、通勤・通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置状況等から総合的に判断し、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として、現在の徳島東部都市計画区域を指定しております。当マスタープランでは、今後、広域都市計画区域や区域区分のあり方について検討を行うなどの方向性を示しております。ただいましました御意見につきましては、今後の都市計画を考える上で参考にしていただきます。

〔区域区分（線引き）〕

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
1	・阿南駅から東部エリアにおいては、生活基盤の整備が市内でもっとも充実していないが、富岡商店街エリアでは、店舗集積が過密となっており、又、阿南駅東部エリアにおいては、特に富岡小学校から東部地域では、市外化調整区域となっており、住宅地化が難しいエリアとなっている。さらに、良好な街区を整備するための都市計画道路周辺においても調整区域と指定や場所によっては農地法における甲種農地の指定がなされるなど、住宅地化の歯止めとなつていく。この度の都市計画見直しにおいて、富岡東部エリアでの住宅店舗を建設促進する線引きへの見直し、それと並行して農地法による各種制限についても見直しすべきと思う。	区域区分を定めるにあたっての方針としては、緑地等自然環境の整備又は保全に配慮する視点から優良な農地等との健全な調和を図ることとしております。また、区域区分の見直しの方針としては、市街化区域編入にあたっては、土地地区画整理事業の実施など計画的な開発の円通しがあることを必要としております。さらには、市街が策定する地域別のあつるべき市街地像等を示した都市計画マスタープランと整合が図られる必要があり、また、住宅地の確保については、現行の開発許可制度や地区計画制度を活用いただければと考えます。今回は、素案どおりとさせていただきますが、いただきますし御意見につきましては、今後の区域区分の見直しを進める上で参考になさせていただきます。
2	・都市計画区域全体の市街化区域の面積のみを掲載しても、それが市町村別に近年どういう傾向を示し、今後どのようにしたいのか、計画の意図が読み取れない。例えば小松島市や阿南市の四国横断自動車道の新設インターチェンジ周辺部は必要に応じて市街化区域に編入する、一方で既存市街化区域縁辺部の市街化が望めない農地や山林等は市街化調整区域に編入する（逆線引き）といった、それぞれその区域の増減の結果として、市街化区域の規模をどのように想定するかを示す必要があると考えます。	市街化区域の規模については、本区域における人口及び産業の見直しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し想定しており、この範囲内で区域区分の見直し基準に合った地区を見直ししております。また、都市計画区域マスタープランへの記載事項については、都市計画運用指針に沿ったものとしております。本マスタープランを踏まえ、市街においては、都市計画マスタープランを策定することとしており、その中で地域別のあるべき市街地像が示されるところとともに、地域別の土地利用や都市施設の方針等が示されております。
3	・阿南市は都市計画によりほとんどの場所が調整区域と農地法の岩盤規制で規制され住宅等を建築する事が難しくなっている。その事が人口減少の大きな要因に成っている。特に新しい市庁舎のある阿南市の中心地富岡町の小学校は児童数が阿南市の平均より減少している。阿南市が人口を増やす施策として他地域より流入を図るより子育て世代を受入れ多くの子供（3～5人）を生んでもらい児童の数を増やす方向で進めるべきと考えている。その為には小学校を中心に児童が雨の日も歩行により安全に通学し親も安心出来る距離に住宅や住宅団地の形成が必要である。今回の見直しで富岡小学校だけでなく調整区域に点在する小学校の周囲は住宅や住宅団地が形成しやすいマスタープランとして欲しい。	区域区分を定めるにあたっての方針としては、緑地等自然環境の整備又は保全に配慮する視点から優良な農地等との健全な調和を図ることとしております。また、区域区分の見直しの方針としては、市街化区域編入にあたっては、土地地区画整理事業の実施など計画的な開発の円通しがあることを必要としております。さらには、市街が策定する地域別のあつるべき市街地像等を示した都市計画マスタープランと整合が図られる必要があり、また、住宅地の確保については、現行の開発許可制度や地区計画制度を活用いただければと考えます。今回は、素案どおりとさせていただきますが、いただきますし御意見につきましては、今後の区域区分の見直しを進める上で参考になさせていただきます。

〔都市施設の整備〕

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
1	・本県において発生が懸念される南海トラフ大地震対策については各種の防災対策が講じられていて、住民に差し迫っている自然災害として、那賀川、桑野川の洪水被害リスクが最も高いと思う。2014年8月洪水では阿南市内においても多くの浸水被害が発生してしまふ。都市災害対策においては河川災害対策をさらに強化すべきと思う。	当マスタープランでは、気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に対応するため、河川の治水安全度を向上させるとともに、南海トラフの地震に備えた、地震・津波対策に取り組みることにより県土の強靱化を図ることとしており、優先的に概ね10年以内に実施予定である主要な事業に那賀川・桑野川を位置付けております。いただきますし御意見につきましては、関係課に伝えるところとともに、今後の都市づくりを進める上で参考になさせていただきます。

2	・四国横断自動車道徳島阿南間の整備完成が近づいているが、現在県南への主要幹線道路国道55号と高速道路をアクセスする道路計画が図示されていないように思う。現状で四国横断自動車道が完成供用された場合、国道55号を利用してきた車面の多くは、阿南インターまでのアクセスが十分でない状態においては、小松島インターまで移動して高速道路にアクセスすることになる。国道55号から高規格道路までのアクセス道路計画の着工は10年以上先ではなく、高規格道路完成までカウントダウンとなっている今回の都市計画素案に計上し、市民への周知を図り新設道路として事業化すべきと思う。	当マスタープランでは、交流人口の拡大、経済活動の活性化及び地域の観光力の向上など、地方創生の礎となる広域交通ネットワークを形成するため、高速道路網の整備や高速道路へのアクセス道路等の整備を行うこととしており、主要な施設の整備目標については、現状での事業計画や将来見通し等を勘案し、優先的に概ね10年以内に実施予定である主要な路線を記載しており、阿南インターチェンジ周辺の渋滞緩和に資する主要地方道阿南勝浦線の整備を位置付けております。いただきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきまします。
3	・県庁付近の渋滞緩和のための道路建設は今後とも進めていただくとともに、以下の項目も併せて進めていただきたい。 (1)那賀川橋における日亜化学への通勤渋滞の緩和のためにインターチェンジを羽ノ浦町近辺に増設されたい。那賀川橋直近で事故多発区間もある。歩道整備なども検討してほしい。 (2)JR高架にもなつて沖浜町から二軒屋に抜ける側道などを整備し、朝の渋滞を緩和することが可能なのではないか。 (3)沖浜町付近の信号をよりきめ細かく調整することを願いたい。絶対数を減らすことも視野に入れてほしい。一方通行区間を増やすことも効果的ではないか。	当マスタープランでは、中心市街地の通過交通を排除し、都市内交通の円滑な分散を図るため、徳島市を中心とした放射・環状道路の整備を進めるとともに、鉄道の高架と合わせた街路網整備を図ることとしております。いただきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきまします。
4	・徳島東部都市計画区域内の市町村において、防災上の観点から「地域防災拠点施設」の施設整備の整備促進を行う。	当マスタープランでは、災害時の防災拠点となる公共施設の耐震化・長寿命化や支援物資が集積できる防災拠点等の機能強化を図ることとしております。いただきました御意見につきましては、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきまします。
5	・人口減少や地方創生の視点、他県には無い徳島の魅力を活かしたマスタープランの方向性に賛成であり、また地震や気象災害の防災視点が活かしてよいと思う。 ・「豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくり」では、グリーンインフラについて述べているが、もっと積極的にすすめて欲しいと思う。グリーンインフラについて「緑化」は狭義で偏り過ぎである。例えば川づくりや土砂管理も含まれるし、景観機能や地下水・ため池・井戸の利用や水循環のシステムの持続的な活用、自然環境が有する機能を引き出す事を広く指す。	当マスタープランでは、気候変動による自然環境の悪化を防止するため、魅力ある都市空間や水辺空間などにおける地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を推進するとともに、森林、農地、河川における水の涵養機能の維持、向上を図ることにより、健全な水循環の維持、回復を図ることとしております。グリーンインフラの取り組みに関する記述については、いただきました御意見の趣旨を踏まえ見直したいと考えております。
6	・鳴門市鳴門町高島の鳴門ウチノ海総合公園と塩田公園とを一体化した徳島県立都市公園としての都市公園整備を行う。 ※全国の例 兵庫県播州赤穂市の「兵庫県立赤穂海浜公園」	当マスタープランでは、自然、文化、人とのふれあいの場である都市公園について、多様化するレクリエーションの需要に対応するため、地域の特性を活かした特色ある緑地を保全、整備することとしております。いただきました御意見につきましては、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきまします。
7	・徳島東部都市計画区域内における「四国88箇所霊場と通道路」の木製カードレール化への整備促進を行う。 ・四国横断自動車道に架かる新町川と勝浦川の高速道路の橋梁は都市景観に配慮して、伊勢湾岸自動車道の「名港トリトン」のような橋梁構造にする。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきまします。

8	・徳島県、国土交通省四国運輸局徳島運輸支局、徳島市、高速バス事業者等が一体となって、JR徳島駅前高速バスターミナルの整備促進を行う。 ※全国の例 JR高松駅前高速バスターミナル、高知駅北口高速バスターミナル等	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきます。
9	・鳴門運動総合公園を埼玉県大宮運動公園のように整備促進を行う。 ※埼玉県立大宮野球場、NAOK5サッカースタジアム、大宮陸上競技場等	当マスタープランでは、レクリエーション施設や防災施設としての機能も有する都市公園・緑地を計画的に配置することにより、健康で安全かつ文化的な都市づくりに努めることとしております。いただきました御意見につきましては、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきます。
10	・マリニピア沖洲に「徳島トラツク・ステーション」（徳島TS）を開業する。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきます。
11	・徳島東部都市計画区域内の「道の駅」及び「海の駅」における地域交流施設の整備促進を行う。 ※全国の実例 長野県の「信州交流の駅ネットワーク」の取り組み 信州蕎麦の蕎麦打ち体験など	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきます。
12	・徳島阿波おどり空港の「訪日誘客支援空港」の認定を受けて「徳島阿波おどり空港における国際空港化」のハード面及びソフト面の整備促進の取り組みを推進する。 ※全国の例 岩手県営いわて花巻空港の国際線専用旅客ターミナルビル ※香港航空による早期の徳島=香港線の就航、タイガーエア台湾による徳島=台北線の開設、シルクエアーによる徳島=シンガポール線の開設、セブ・パシフィック航空による徳島=マニラ線の開設、エアアジアXによる徳島=クアラルンプール線の開設	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきます。
13	・「徳島自動車道」を「名神高速自動車道」及び「新名神高速自動車道」のダブルフルネットワーク網に組み込んで貰えるように、国土交通省近畿地方整備局並びに西日本高速道路関西支社に要望する。 ・一般県道亀浦港榎木線（鳴門スカイライン）の四方見橋における休憩施設の整備促進を行う。 ・撫養川水際親水公園における更なる河川整備を行う。 ※撫養川水際親水公園での「とくしまLEDアートフェスティバル」のサテライト会場の開設	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきます。
14	・平成31年度の四国横断自動車道の徳島東ICの開業を視野に入れて、マリニピア沖洲における高速バス停留所、高速バス待合室、高速バスチケットセンター、駐車場等の整備促進を行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考させていただきます。

15	・「徳島県文化の森総合公園」を東京の上野恩賜公園(東京国立博物館, 国立西洋美術館, 国立科学博物館, 上野の森美術館, 東京都美術館, 東京藝術大学等)のような「総合芸術・文化ゾーン」への整備促進を行う。 ※「徳島県文化の森総合公園」に、東京国立博物館, 国立西洋美術館, 国立科学博物館, 東京都美術館のサテライト施設を開設する。 ※「徳島県文化の森総合公園」に東京藝術大学のサテライト・キャンパス大学を開設する。 ※「徳島県文化の森総合公園」の野外劇場のドーム化を行う。	当マスタープランでは、レクレーション施設や防災施設としての機能も有する都市公園・緑地を計画的に配置することにより、健康で安全かつ文化的な都市づくりを進めることとしております。いただきました御意見につきましては、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
16	・徳島県、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所、徳島県警察本部交通部と協力して、国道11号線吉野川バイパスにおけるバス専用レーンの運用時間帯の拡充を図る。 ・徳島県、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所、国土交通省四国運輸局徳島運輸支局、徳島バス等が協力して、国道11号線吉野川バイパス松茂ランプにおけるパークアンド&バスライドの施設の実を図る。	当マスタープランでは、バス路線網の再編やパークアンドバスライドの推進など公共交通機関を利用した交通体系の確立を目指すこととしております。いただきました御意見につきましても、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
17	・主要県道徳島空港線の西伸道路工事を、主要県道徳島鳴門線と接続させる。 ※徳島阿波おどりと空港と豊山寺、ドイツ館、大麻比古神社との交通アクセスの強化を図る。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
18	・徳島阿波おどりと空港の更なる空港整備を防衛省及び国土交通省に要望する。 ※徳島阿波おどりと空港の滑走路の長さや茨城空港及び小松空港と同等な2700mへ延長(国際線仕様のボーイング777-200ERの離発着を可能にする。) ※国際航空貨物物流ターミナルビルの整備促進	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
19	・「徳島・鳴門自転車道」の整備促進を行い「自転車王国・とくしま」、「サイクル王国・とくしま」を構築する。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
20	・徳島市八万町大野で徳島南環状道路大野10と国道55号徳島南バイパスとの早期の接続を行う。	当マスタープランでは、中心市街地の通過交通を排除し、都市内交通の円滑な分散を図るため、徳島市を中心とした放射・環状道路の整備を進めることとしております。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
21	・徳島阿波おどりと空港及び徳島小松島港周辺地域に輸入促進基盤施設を整備し、陸海空の一体的な物流流通拠点の整備を図るとともに、県内産業の国際化や活性化を行う。 ※徳島FAZ(徳島国際貿易センター、徳島国際物流流通ターミナル等)	当マスタープランでは、重要港湾徳島小松島港及び橘港、徳島飛行場(徳島阿波おどりと空港)の他、インターチェンジ周辺の流通拠点を中心として流通施設の集約を図るとともに、各拠点へのアクセスの整備や広域道路網の整備に伴い、その要所となる箇所に流通施設を配置する方針としております。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。

22	・徳島東部都市計画区域内の徳島自動車道における鳴門JCT～藍住ICの間の四車線化の整備を促進する。 ※香川県東かがわ市・さぬき市及び兵庫県南あわじ市・洲本市の市民を徳島自動車道の徳島IC又は藍住ICによって「そごう徳島店」、「イオンモール徳島」、「ゆめタウン徳島」に引き付ける。	当マスタープランでは、交流人口の拡大、経済活動の活性化及び地域の観光力の向上など、地方創生の礎となる広域交通ネットワークを形成するため、4車線化をはじめとする高速道路網の整備や高速道路へのアクセス道路等の整備を行うこととしております。いただきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
23	・年齢、性別、障害の有無を問わず、生き生きと働き暮らしやすい、優しいバリアフリーの街づくりに基づく「ユニバーサルな街づくり・とくしま」を進める。	当マスタープランでは、快適で安全な生活環境の形成を図るため、高齢者や障がい者、自転車通行に配慮した広幅員の歩道整備を行うなど、バリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化を図ることとしております。いただきました御意見につきましては、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
24	・JAバンク蔵本公園、鳴門・大塚スポーツパーク、徳島県南部健康運動公園、徳島小松島港和田島緑地・JAあいさい緑地等における地域防災都市公園化の整備促進を行う。	当マスタープランでは、地震、津波による広域的かつ大規模な災害に対応するため、広域防災拠点や避難場所となる都市公園を確保し、機能強化により地域防災力の向上を図るとともに、緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点機能を強化することとしております。いただきました御意見につきましては、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
25	・都市計画道路の「住吉万代園瀬橋線」の事業の着手を行う。	当マスタープランでは、中心市街地の通過交通を排除し、都市内交通の円滑な分散を図るため、徳島市を中心とした放射・環状道路の整備を進めることとしており、優先的に概ね10年以内に実施予定である主要な施設に都市計画道路「住吉万代園瀬橋線」を位置付けております。
26	・徳島市南福島町の「徳島みなと公園」における都市公園整備を促進する。	当マスタープランでは、レクリエーション施設や防災施設としての機能も有する都市公園・緑地を計画的に配置することにより、健康で安全かつ文化的な都市づくりを努めることとしております。いただきました御意見につきましては、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
27	・主要地方道「徳島北灘線」の卯辰峠山道部分の卯辰トンネルの事業着手化で「道の駅 第九の里」と「きたなだ 海の駅」との運動性の強化を図る。 ・都市計画道路「黒山中山線」の早期の全線開通で、主要地方道「鳴門公園線」と主要地方道「瀬戸無養線」とからなる「鳴門環状道路」の構築を行う。	当マスタープランでは、地域活性化施策等を支援する道路整備を促進することとしており、優先的に概ね10年以内に実施予定である主要な施設に都市計画道路「黒山中山線」を位置付けております。いただきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
28	・徳島小松島港沖洲埠頭における旅客船フェリーターミナル基地化の港湾整備の整備促進を行う。 ・徳島小松島港赤石埠頭並びに金磯埠頭における大型国際クルーズ客船ターミナル基地化と国際貨物コンテナターミナル基地化の港湾整備の整備促進を行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
29	・徳島環状道路(徳島東環状道路、徳島南環状道路、徳島北環状道路、徳島西環状道路)の総合的な環状道路整備を促進する。 ・徳島市川内町の徳島東環状道路沿いの徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の近くに「道の駅・阿波十郎兵衛屋敷の里」の開業を行う。併せて、あいあい温泉の移転開業を行う。	当マスタープランでは、中心市街地の通過交通を排除し、都市内交通の円滑な分散を図るため、徳島市を中心とした放射・環状道路の整備を進めることとしております。いただきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。

30	・鳴門市とドイツ連邦共和国の友愛の歴史と歴史遺産を活用しての、鳴門市大麻町板東において、高松自動車道の「鳴門西PA」と併設する「ばんどろドイツ村公園ハイウェイオアシス」の整備促進を行う。 ※ドイツ風レストラン、ドイツ軒パン屋、ドイツ式クアハウス、ドイツ式庭園等 ・平成31年度の四国横断自動車道の徳島東ICの開業を視野に入れて、徳島小松島港沖洲埠頭の南海フェリーとオーション東九フェリーの発着場、イオンモール徳島、沖洲トラクターマニナル、臨港道路とのアクセス・利便性の向上によつて、陸と海との結節拠点の機能強化を図る。 ・平成30年3月にマリニンピア沖洲に開業する「徳島 新鮮なつとく市」を四国地方整備局へ「海の駅」の指定に向けて申請を行う。 ※「きたなだ 海の駅」の例	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきます。いただきます。関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考になさせていただきます。
【土地利用】		
番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
1	・徳島小松島港沖洲埠頭周辺を東京、和歌山、福岡等からの「徳島県における海の玄関口」、「徳島県における海のゲートウェイ」としての街づくりを行う。 ※旅客フェリーターミナル基地化の整備促進、海の駅の整備促進、マリナーナの整備、ビジネスホテルの開業、海浜緑浜公園の整備促進、パターゴルフ場の整備促進、ドッグランの整備促進、大江戸温泉物語の開業等	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきます。いただきます。関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考になさせていただきます。
2	・鳴門市を関西圏からの「徳島県における陸の玄関口」、「徳島県における陸のゲートウェイ」としての街づくりを行う。 ※海洋性リゾート保養基地の整備促進を行う。 (鳴門を「徳島の逗子」や「徳島の葉山」にする。) ※関西の文化人や経済人の別荘地の誘致促進 ・松茂町を首都圏・海外等からの「徳島県における空の玄関口」、「徳島県における空のゲートウェイ」としての街づくりを行う。 ※空の駅の整備促進	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきます。いただきます。関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考になさせていただきます。
3	・徳島市蔵本町及び庄町を「とくしま総合メデイカル・サイエンスゾーン」に基づいての街づくりを行う。 ※徳島大学病院、徳島県立中央病院、徳島大学医学部・歯学部・薬学部その他周辺の保健医療機関(診療所・病院)、保険薬局等 ・石井町を「とくしまアグリ・サイエンスゾーン」に基づいての街づくりを行う。 ※徳島県立農林水産総合技術支援センター、徳島県立農業大学校等	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきます。いただきます。関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考になさせていただきます。
4	・北海道の「あいの里・北海道教育大学」における学園都市のまちづくりの取り組みや神戸の「神戸・学園都市」における学園都市のまちづくりの取り組みを参考にしながら、「鳴門教育大学・学園都市化構想」の学園都市のまちづくりの取り組みを推進する。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきます。いただきます。関係課に伝ええるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考になさせていただきます。

5	・震災や大火事が起こった際に延焼を防いだり、消防活動や救急がしやすいように4m未満の狭隘道路の廃絶に向けての取り組みなどは無いのか。 ・東京都の杉並区などの自治体は、独自の条例で支障物件を置くことを禁じており行政代執行で排除するとなっている。お隣の和歌山市でも狭隘道路に関する要綱が平成26年度に制定された。VS東京ならば、市街地の狭隘道路みたいな生活道路といった最低限のインフラも整えるべきではないか。	県では住宅の耐震化や老朽危険空き家等の除却を支援することにより災害時の避難路確保に努めております。いただきましたご意見につきましては、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
6	・徳島市万代中央埠頭を横浜・赤レンガ倉庫、小樽運河、神戸ハーバーランド等を参考にしながらウォーターフロントのまちづくりを行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。
7	・マリニピア沖洲を『徳島の臨海新副都心』との位置づけ、ウォーターフロントの整備促進を行う。(スーパ―銭湯、マリーナ、海浜緑地公園、国際展示場、宿泊施設、アウトレットモール等) ※全国の例 東京・お台場、横浜みなとみらいMM21、神戸ポートアイランド等	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の都市づくりを進める上で参考にさせていただきます。

【その他】

番号	いただいた御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
1	・徳島東部都市計画区域内において「徳島東部都市計画区域ごみ処理広域化計画」を策定して、徳島東部都市計画区域内のすべての市町村から出るすべてゴミは、鳴門市瀬戸町堂浦浦代の鳴門市クリーンセンターにおいて一括でのゴミ焼却処分を行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
2	・「鳴門教育大学における学園都市化構想」に向けて物心両面からの支援を行う。 ※鳴門教育大学における学部四年間と大学院前期修士課程の二年間を合わせた六年間一貫性に基づく鳴門教育大学大学院への移行 ※鳴門教育大学に高等学校教員養成課程の設置 ※鳴門教育大学に鳴門教育大学附属高等学校の開校	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
3	・「とくしまネットワーク図書館システム」、「とくしまネットワーク美術館システム」、「とくしまネットワーク保健医療機関システム」、「とくしまネットワーク学校教育システム」、「とくしまネットワーク公民館生涯学習システム」、「とくしまネットワークケーブルテレビシステム」の整備促進を行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。

4	・徳島県庁統計データ課内に総務省統計局並びに独立行政法人「統計センター」のICTサテライト・オフィスの開設を行う。 ※総務省統計局並びに独立行政法人「統計センター」が、和歌山市の「南海和歌山市駅ビル」に移転が正式に決定 ・徳島県庁商工政策課内に経済産業省四国経済産業局並びに独立行政法人「中小企業基盤整備機構・四国本部」のICTサテライト・オフィスの開設を行う。 ※独立行政法人「中小企業基盤整備機構・四国本部」は松山事務所を開設しており、四国内において地域間格差が生じている。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいた意見を踏まえては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
5	・上勝町の株式会社いろいろの事務所に徳島大学・生物資源産業学部、東京大学・農学部、東京農工大学・農学部、北海道大学・農学部のICTサテライト・キャンパス大学の開設を行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいた意見を踏まえては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
6	・徳島大学常三島キャンパスに東京大学(理学部・農学部)、東京工業大学(理学院・工学院・物質工学院・情報理工学院・生命理工学院・環境・社会理工学院)、電気通信大学(工学部・情報理工学域、東京農工大学、東京海洋大学のICTサテライト・キャンパス大学の開設を行う。 ・徳島大学蔵本・庄町キャンパスに東京大学(医学部・薬学部)、東京医科歯科大学(歯学部)、京都大学(医学部・薬学部)のICTサテライト・キャンパス大学の開設を行う。 ・鳴門教育大学高島キャンパスに東京学芸大学のICTサテライト・キャンパス大学の開設を行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいた意見を踏まえては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
7	・阿南市の日亜化学本社工場内に徳島大学理工学部理工学科(機械科学システムコース・電気電子システムコース・光情報システムコース)のICTサテライト・キャンパス大学の開設を行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいた意見を踏まえては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
8	・徳島県庁内に、京都府内の「文化庁地域文化創生本部」のICTサテライト・オフィスの開設を行う。 ※「人形浄瑠璃街道」の推進→ユネスコの世界無形文化遺産への登録を行う。 ※「阿波歴史文化道」と関西の「歴史街道」の一体化・融合化を図る。 ※「四国88箇所霊場と遍路道」と「紀伊山地の霊場と参詣道」(高野山・金剛峯寺)の一体化・融合化を図る。→「『空海』が結ぶ海の遍路道と参詣道」 ※「関西盆踊り大会」(阿波おどり、河内音頭おどり、丹波篠山デカンショおどり、鳥取しゃんしゃんおどり等)を大阪城ホールでの開催を行う。 ※「紀州接待講」,「有田接待講」,「野上接待講」の文化振興を行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいた意見を踏まえては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
9	・神山町に「神山ICTテレワーク在宅勤務推進センター」を開設する。 ・徳島東部都市計画区域内における公共交通輸送機関の改善のために名古屋市の基幹バス制度を採り入れる。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいた意見を踏まえては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。

10	・「徳島スポーツヴィレッジ」を日本サッカー協会並びに日本プロサッカー協会のJヴィレッジの認定に向けて、スポーツ施設等における施設整備の整備促進を行う。 ※欧州のサッカークラブの合宿キャンプ地の誘致の促進 ・阿南市を「光LED・光LD特区」の創設を行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の参考にさせていただきます。
11	・徳島東部都市計画区域内に「徳島東部経済技術開発特区」を創設して、海外からの資本・高度産業人材(博士号の学位を有する外国人等)・最新高度技術(航空宇宙工学等)・情報を徳島東部都市計画区域内に呼び込む。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の参考にさせていただきます。
12	・「徳島自動車道」並びに「神戸淡路鳴門自動車道」を中心に「高速道路大国 徳島県」、「高速道路王国 徳島県」にする。 ※愛知県は「高速道路大国 愛知県」、「高速道路王国 愛知県」	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の参考にさせていただきます。
13	・西日本高速道路四国支社に、徳島自動車道のイメージ色をジャパン・ブルーの「阿波藍色」に指定するように働きかけを行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の参考にさせていただきます。
14	・檣船が動力船に取って変わられてから長い年月が経過し、日本全国で千年以上も席捲してきた日本独自の檣船文化が衰退してきている。老若男女の海での活動の裾野を広げ、自由に海の気を取り込みめる場を提供すべきと思う。幸い、徳島小松島港の赤石地区には、木材需要の変化や他地区での整備により、現在では、不用となった水面貯木場9.4ha(東京ドーム2個分に相当)が、静穏な海面の状態のまま眠っている。ここに、檣船をばじめとする権、棹、帆等の基本技術の習得が可能な「和船文化体験センター」を計画できないか。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の参考にさせていただきます。
15	・四国横断自動車道の津田ICと併設する津田PA(コンビニ・エンスストア等)の開業を国土交通省四国地方整備局を要望する。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の参考にさせていただきます。
16	・神山町を「神山ICTサテライトオフィス・ICTサテライトキャンパス大学特区」の指定を行う。 ※一般財団法人・日本総合研究所または一般財団法人・日本経済研究所のICTサテライト・オフィスの誘致 ※ヤフージャパン又はグーグル日本法人等のICTサテライト・オフィスの誘致 ※電気通信大学・情報理工学部のICTサテライトキャンパス大学の誘致	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の参考にさせていただきます。
17	・上勝町を「上勝エコ・ツーリズム特区」に指定する。 ※農家民宿における旅館業法等の適用除外 ※農家民宿における濁酒の製造免許の規制緩和 ※農家農園の開設者の範囲の拡大 ※電気自動車による観光用レンタカー事業の実施	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案どおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝ええるとともに、今後の参考にさせていただきます。

18	・総務省四国総合通信局及びNHK徳島放送局の協力を得て「徳島東部都市計画区域」内において「徳島東部情報文化圏テレビア」を発展させて「徳島東部情報文化圏4K・8Kスーパーハイビジョンシティ」の構築を図る。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
19	・鳴門市島田島を「鳴門IR健康保養特区」の指定を行う。 ※リゾートホテル、温水プール、温泉クアハウス施設、劇場、ダンスホール、大型ショッピングセンター、レストラン等 ※ドイツのバーデン＝バーデンがモデルケース	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
20	・四国横断自動車道の「徳島東IC」の正式名称を地域の特色や地域の特性を考慮して「徳島港IC」又は「徳島みなとIC」にする。 ※全国の例「石巻港IC」（三陸自動車道）、「酒田みなとIC」（日本海東北自動車道）、「門司港IC」（関門自動車道）	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
21	・徳島自動車道の「松茂スマートIC」と徳島阿波おどり空港とを結ぶ県道・徳島空港線のアクセス強化による利便性の向上で、徳島阿波おどり空港からの東京・羽田便や季節運航便の札幌・新千歳便の利用促進を行う。香川県東かがわ市とさぬき市及び兵庫県南あわじ市と洲本市からの利用促進。 ※平成29年度末に神戸淡路鳴門自動車道の「洲本・中川原スマートIC」が開業して、洲本市中川町及び洲本市五色町からの徳島阿波おどり空港への利便性が向上する。 ・徳島阿波おどり空港臨空工業団地における工業団地整備の整備促進を行い、アメリカ・ボeingグ社や欧州のエアバスの航空機部品製造工場の誘致を行う。	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
22	・神戸淡路鳴門自動車道の「高速鳴門バス停留所」を「高速バスの駅」にする。 ※全国の例 京都縦貫自動車道の「高速長岡京バス停留所」	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
23	・徳島自動車道の「松茂PA」にコンビニ・エンスストアの開業を行う。 ※全国の例 高松自動車道の「府中湖PA」、松山自動車道の「入野PA」 ・高松自動車道の「鳴門西PA」にスナックコーナー及びショッピングコーナーの開業を行う。 ※全国の例 高知自動車道の「馬立PA」及び高知自動車道の「立川PA」	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。
24	・重要港湾・徳島小松島港を国際拠点港湾・徳島小松島港への格上げを国土交通省港湾局に要望する。 ※全国の国際拠点港湾の例 和歌山下津港、堺泉北港、姫路港等	当マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、素案とおりの記述とさせていただきます。いただいたきました御意見につきましては、関係課に伝えるとともに、今後の参考にさせていただきます。

説明会概要

開催日	場 所	参加者	質疑応答
平成29年 7月13日(木)	徳島県庁	7 人	○区域区分 ・10年先の計画にもかかわらず、既に形成された市街地しか市街化区域に編入していない理由。 【県回答】 人口減少の中、いたずらに市街化区域を拡大できないため、部分的な変更としている。今は市街地を集約化していく方向にある。 ・幹線道路沿いの広い範囲で、市街化調整区域を市街化区域に編入して欲しい。 【県回答】 市街化区域の拡大については、中心市街地の空洞化問題などもあるため、市として将来のあるべき姿を考えながら検討する必要がある。
7月14日(金)	鳴門市役所 共済会館	2 人	質疑なし
7月18日(火)	小松島市保健センター(ミリホール)	8 人	○マスタープラン ・徳島東部都市計画区域に藍住町を入れて連携すべき。 【県回答】 隣接する都市計画区域であり、両方の都市計画区域のあり方を考えながら連携していく。 ・コンパクトなまちづくりの手法として、立地適正化計画の策定に向けた県の支援が必要。 【県回答】 徳島大学にも協力いただき、立地適正化計画策定に向けた支援を行っている。 ○区域区分 ・小松島中学校付近の一部を市街化区域に入れる理由。 【県回答】 まとまりのある市街地が形成されており、今後市街化区域として整備するため。 ・小松島 I C 周辺は市街化調整区域であるが、何らかの計画を入れて市街化区域に変更すべき。 【市回答】 現状は農振地域であり、地域の営農意欲も強いいため、今回の見直しでは市街化区域に入れていない。 【県回答】 現時点では開発計画等はないが、I C ができた後に農林調整を経て地区計画を行うという手法はある。

7月19日(水)	阿南ひまわり会館	17人	○マスタープラン ・阿南ICから旧国道55号へのアクセス道路は概ね10年以内の実施予定路線に入っているのか。 【県回答】 阿南ICへのアクセス道路である都市計画道路については今回入っていないが、今後の事業見通しを踏まえ見直しを行っていく。 ○区域区分 ・国道55号や都市計画道路の沿線では用途地域の指定を行い建築を可能にするべき。 【市回答】 用途地域の指定には市街化区域への編入が必要であるが、当エリアは圃場整備を行っており、農林調整の面から難しい。 ・今回、駅前の都市計画道路周辺の用途地域を見直しているが、富岡小学校の東にある都市計画道路周辺も線引きの見直しをするべき。 【市回答】 道路の供用開始が見えた段階で市街化区域への編入を県に要望したい。
7月20日(木)	吉野川市役所	1人	○区域区分 ・農地を市街化区域に入れないで欲しい。 【県回答】 今回、吉野川市では区域区分の見直しは行わない。見直しにあたっては地元の方や市の意見を聞いた上で行うことになる。
7月24日(月)	北島町役場	1人	質疑なし
7月25日(火)	松茂町総合会館	3人	質疑なし

公 聴 会 記 録

1 案件の内容

徳島東部都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更（素案）
市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更（素案）

2 公聴会の日時及び場所

- 日時：平成29年8月4日（火） 14：00～14：25
- 場所：徳島合同庁舎 東会議棟（徳島市新蔵町1丁目67番地）

3 意見を述べた者

小松島市在住の者：1名、阿南市在住の者：1名 計2名

4 陳述された意見の要旨

別紙（意見の要旨）のとおり

5 その他公聴会の経過に関する事項

- 公聴会の開催告示 平成29年7月13日（木）
- 公述申出書の提出期限 平成29年7月28日（金）
- 公聴会の開催 平成29年8月 4日（金）
- 公聴会の傍聴者数 24人（一般傍聴者19人、関係市町5人）
- 公聴会の経過
 - 14：00～14：04 開 会・議事次第
 - 14：04～14：06 議長挨拶・議事説明
 - 14：06～14：24 公 述
 - 14：24～14：25 閉 会

陳述された意見の要旨

公述順序	公述人	意見の要旨
1	小松島市在住者	・ 徳島東部都市計画区域と藍住都市計画区域を一体の線引きの都市計画区域として考えるのが妥当ではないか。しかし、今回の見直しでは時間的に難しいため、徳島東部と藍住の都市計画区域を一つの圏域マスタープランとして計画することを提案する。 ・ 小松島市日開野町弥三次地区を市街化調整区域から市街化区域に編入するという案が示されているが、小松島市の都市計画マスタープランでは、バイパス沿いの市街化調整区域は保全する区域として位置付けていることから、このエリアの土地利用方針をきちんと小松島市の方で決めていただいた上で編入すべきと考える。 ・ 小松島インターチェンジ付近については阿南インターチェンジのような土地利用の計画がないため、何らかの土地利用計画を策定する必要があると考える。
2	阿南市在住者	・ 阿南市中心部における人口減少が顕著であり、中心市街地の空洞化が現実となっている。コンパクトシティを促進するためにも公共インフラや民間施設がもっとも充実している阿南市中心部において、住宅店舗等が建設可能な線引きへの見直しと農地法による甲種農地の規制緩和について配慮いただきたい。 ・ 富岡商店街が商業地域に指定されているが、店舗住宅などが高度に集積されているため、当該地域での新店舗開発が難しくなっている。そこで、国道５５号及び都市計画道路領家日開野線の沿線において、住宅店舗等の新設が可能となる線引きへの見直しと農地法による甲種農地の規制緩和を提案する。 ・ 四国横断道開通後の阿南インターチェンジ周辺の交通渋滞に懸念をいだいている。都市計画の見直しにおいて、阿南インターチェンジ周辺での道路整備の具現化と国道５５号とのアクセス道路について都市計画区域マスタープランに計上していただき早期整備をお願いする。

意見書の要旨

- ・ 変更案の縦覧期間：平成 29 年 10 月 19 日（木）～ 11 月 2 日（木）
- ・ 意見書の提出者数：3 名

意見書	意見書の要旨
1	概ね 10 年以内に実施する主要な施設に以下の道路（橋梁及び既設道路までの接続）を追加 ・ 南海トラフの地震等の緊急避難路のための道路の整備 （都）常三島住吉線（市道 南常三島・住吉線の神明橋架け替え） （都）住吉万代園瀬橋線（住吉島川の橋梁及び既設道路への取り付け） （理由） 私たちが住む住吉 1 丁目は、徳島市が指定する避難所である城東小学校までの距離が遠いため、避難完了までの想定時間が津波到達予想時間とほぼ同じとなる上、城東小学校の収容人員は不足し、津波避難ビルも数少なく、津波避難タワーなどの避難施設を新設できる土地もない。 以上のことから、私たちの町内会の多くの者は、避難先として避難距離が短い、城東高校及び徳島大学工学部を希望している。 南海トラフ巨大地震が発生したとき、安全で安心な避難路を確保するため、都市計画決定されている神明橋の架け替えと住吉島川に架かる橋梁の早期着工をお願いする。
2	吉野川市の区域区分を解消するべき。 （理由） 市街化区域では建物の建築は自由であるが、調整区域は法に定めた物以外は建築が不可能である。このことから、市街化区域は地価が高いので敬遠されて、地価の安い川島や山川方面に流れ、住環境や商工、工場などが旧鴨島町中心部から遠のき異常な都市形成が醸し出されている。
3	1. 阿南市中心部において住宅店舗等建設可能な線引きへの見直しと中心市街地の甲種農地の規制緩和、立地適正化計画策定における土地利用計画について十分な配慮を求める。 （理由） 阿南市中心部にある富岡地区の人口減少スピードが全市の減少率を上回っている。その要因は都市計画線引きにより住宅建築可能区域が少なく、住宅新築抑制が続いていることと考えている。 また、新築計画者に人気の高い富岡小学校周辺では、市街化調整区域に指定されており、さらに農地法による甲種農地に指定され、住宅・店舗の新築が困難なエリアとなっている。

2. 都市計画道路「領家日開野線」周辺部における市街化調整区域の見直しと甲種農地の緩和を求める。

(理由)

建設が進む都市計画道路「領家日開野線」では、都市計画道路に接するエリアが市街化調整区域で、農地法による甲種農地として指定されており、住宅・店舗等の新築が困難となっている。

当該都市計画道路事業は、ほぼ完成が近づいており、又、富岡小学校から至近の位置にあり、さらに大型ショッピングセンターからも数百メートルの恵まれた位置にあることから、住宅、高齢者施設、店舗等の整備に期待が大きい。

3. 阿南市中心部の国道55号沿線や都市計画道路沿線における住宅店舗等の新設が可能となる線引きへの変更と甲種農地の緩和を求める。

(理由)

阿南市では、富岡商店街が商業地域に指定されているが、店舗、住宅などが高度に集積されているため、当該地域での新店舗開発が極めて難しくなっている。又、新店舗展開においては、十分な駐車場確保が大きな課題となっている。消費者にとって車が駐めやすい、買いやすい店舗計画のためには、富岡商店街近傍における店舗新設が可能な都市計画への変更が急務となっている。

4. 四国横断道路阿南インター周辺での道路整備の具現化と国道55号と阿南インターとのアクセス道路計画（東西道路）について、都市計画マスタープランへの計上と早期整備を求める。

(理由)

四国横断道路開通後における国道55号とのアクセス道路計画が主要な施設の整備目標に計上されておらず、四国横断道路開通後の阿南インター周辺での交通渋滞や国道55号との良好なアクセスに大きな懸念を抱いている。

“新未来” 徳島東部都市計画区域マスタープラン

現行マスタープラン(H24.5)見直しの背景

刻々と変化する社会情勢



新未来「創造」とくしま行動計画
的確に対応

「まちづくり」に関連するこれまでの取り組み

- 「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現
 - 新たな人の流れをつくる「消費者庁等の徳島移転」
 - 「サテライトオフィスの誘致拡大、移住交流の推進」
 - 「徳島東IC」に続く、新たな陸海空の結節点「津田IC」の整備
- 「安全安心・強靱とくしま」の実現
 - 震災時死者ゼロを目指す
 - 「命を守る」とくしま-0(ゼロ)作戦条例(愛称)の制定
 - 「イエローゾーン」及び「特定活断層調査区域」の指定
 - 「中央構造線活断層地震の震度分布図」の公表
- 「環境首都・新次元とくしま」の実現
 - 脱炭素社会の実現に向けた
 - 「すだちくん未来の地球条例(愛称)」の制定
 - 燃料電池自動車の導入、水素ステーションの整備
 - 治水に加え、利水、水循環、環境等の概念を含む「未来へ紡ぐ」OUR(あわ)の水”管理条例(愛称)」の制定

新たな視点で見直し

マスタープラン見直しのポイント

①「基本的な考え方を“新規項目”として前段に追加

- 社会情勢が大きく変化する中、都市計画の重要度は一層増大し、都市のあり方を見直す大きな転換期に立ったまちづくり
- 無秩序な開発による市街地の拡大を防止するため、引き続き、**区域区分を維持**
- 土地利用規制の強化と大胆な緩和による防災・減災・地域活性化推進、ICT活用による多様な働き方創出
- 「地方創生の旗手・徳島」の取り組みを踏まえ、「一歩先の未来」を見据えた、新たなまちづくりの考え方のもと、現行マスタープランを高次元へと進化
- 本マスタープランは毎年点検を行い、新しい考え方を取り入れながら見直しを実施
- 豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、輝く未来を切り拓く、快適で安全・安心なまちづくりを推進

20年先の姿を展望

②「都市づくりの理念」を大胆に見直し

地方を創出し、交通+情報ネットワークで連携強化

➢すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくり

- ⑧ ICTの活用による多様な働き方の創出、行政・医療・教育等のサービス機能の高度化
- ⑨ 移住・定住に向け、空き家、遊休施設を活用した移住交流施設・定住促進住宅等の整備
- ⑩ 子育て・医療・介護等の生活支援サービスの集約による快適で効率的な生活環境の確保
- ⑪ 四国横断自動車道のインターチェンジ周辺における工業・流通業務機能等の集積・強化
- ⑫ 高速道路網等の整備(4車線化等)による経済の活性化、地域の観光力の向上

➢すべての人命を守る「安全で安心して暮らせる都市づくり」

震災時死者ゼロを目指す県土の強靱化

- ⑬ 災害が発生する恐れのある区域における安全な地域への居住誘導、新たな建物の立地制限
- ⑭ 特定活断層上における特定施設の新築回避、安全な地域への移転に配慮
- ⑮ 復興まちづくり計画を見据え、応急仮設住宅の建設候補地の検討など平時からの事前準備

➢豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくり

⑯ 気候変動に配慮し、森林資源の保全、再生可能なエネルギー資源の活用

⑰ 既存集落の維持・活性化、グリーンインフラ(道路・建物等の緑化)による自然環境の保全

⑱ 森林、農地、河川における水の涵養機能の向上による健全な水循環の維持・回復

➢地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくり

交流・連携による新たな価値の創造

⑲ 地域の主体となる市町の独自性・多様性の尊重と地域間交流・連携の強化

➢住民目線に立った創造性豊かな都市づくり

多様化・高度化する住民ニーズへの対応

⑳ 新暮らしやすい都市の実現に向け、住民参加による都市計画提案制度の活用

時代の変革に“柔軟かつ大胆”に対応し、徳島の「新未来」を創造！

徳島東部都市計画
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
（“新未来” 徳島東部都市計画区域マスタープラン）
（案）

新旧対照表

平成２９年１２月
徳島県

案	平成24年5月
徳島東部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （“新未来”<u>徳島東部都市計画区域マスタープラン</u>） （案）	徳島東部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 平成24年5月 徳島県

1. 基本的考え方

「徳島東部都市計画区域マスタープラン」は、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものとして、平成16年5月に策定し、その後の社会経済情勢の変化に対応すべく、これまでに3度の見直しを行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ってきた。

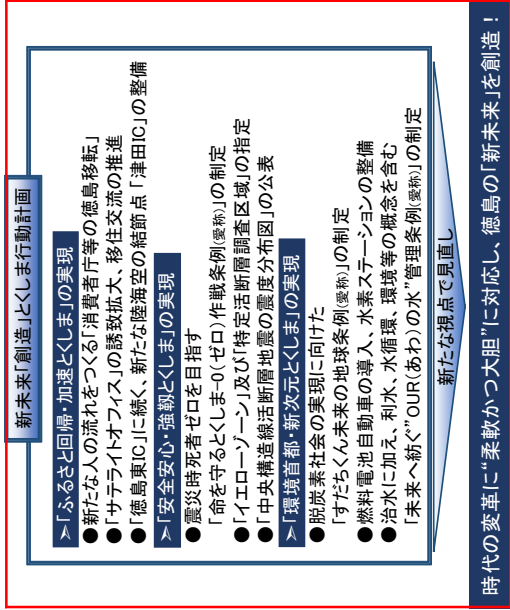
この間も、本県を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、本格的な人口減少・超高齢社会問題や進行する東京一極集中、切迫する南海トラフの地震や中央構造線活断層地震への備え、さらには、地球環境問題の深刻化など、様々な課題に直面している。

これら課題に的確に対応するため、県政運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」に基づき、各種条例の制定をはじめ、様々な取り組みを行ってきた。

このように、社会経済情勢が大きく変化する中、都市のあり方を見直す大きな転換期を迎えており、都市計画区域マスタープランの重要度は一層高まっていることから、バックキャストイングの視点に立ち、都市づくりの理念、土地利用の方針等について大胆な見直しを行った。

見直しに当たっては、無秩序な開発による市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き、区域区分を維持することとし、土地利用規制の強化と大胆な緩和の組み合わせによる、大規模地震に備えた防災・減災対策、雇用の確保や地域経済の活性化の推進、さらには、全国屈指の光ブロードバンド環境を活かしたICT活用による多様な働き方の創出など、「地方創生の旗手・徳島」としてのこれを取り組みを踏まえ、「一歩先の未来」を見据えた、新たなまちづくりの考え方のもと、高次元へと進化したマスタープランを示すこととした。

時代の変革に柔軟かつ大胆に対応し、徳島の「新未来」を創造するため、本マスタープランは、毎年度検を行い、新しい考え方を取り入れながら見直しを行うものとし、豊かな暮らしを将来世代に引き継ぎ、輝く未来が切り拓けるよう、快適で安全・安心なまちづくりを推進していくものとする。



2. 都市計画の目標

2-1 基本的事項

1) 目標年次

目標年次については、平成22年を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、おおむね20年後の平成42年の姿を展望し方針を策定する。

なお、区域区分及び都市施設の整備等は策定からおおむね10年後の平成37年の姿として策定する。

2) 範囲

徳島東部都市計画区域（以下、「本区域」という）は徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町の5市3町の行政区域の全域もしくは一部を範囲とする。

区 域	市町村名	範 囲	面積 (ha)
徳島東部 都市計画 区 域	徳島市	行政区域の全域	19,139
	鳴門市	" 一部	10,515
	小松島市	" 全域	4,537
	阿南市	" 一部	10,138
	吉野川市	" 一部	3,376
	石井町	" 全域	2,885
	松茂町	" 全域	1,424
	北島町	" 全域	874
	合 計		52,888

注1：平成28年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）より都市計画区域の面積を算定。

2-2 都市づくりの基本理念

1) 現状と課題

本区域は、県都徳島市を中心に5市3町からなり、その大部分は吉野川、勝浦川、那賀川などの沖積平野に発展した都市で、東部は紀伊水道に臨み、北部、南部は山々の緑を背にした自然豊かな都市圏である。

本区域の面積は県全体の約13％にすぎないが、人口は県全体の約65％を占めており、本県の行政、経済、文化の中心地域である。

主な都市としては、阿波25万石の城下町として古くから栄え、本区域の中心都市である県都徳島市、本州との表玄関に位置し交流拠点都市をめざす鳴門市、海上輸送の流通拠点都市小松島

1. 都市計画の目標

1-1 基本的事項

1) 目標年次

目標年次については、平成17年を基準年として、都市づくりの理念や将来の都市構造については、概ね20年後を想定し方針を策定する。

区域区分及び都市施設の整備等は上記方針のもとに、平成32年の姿として策定する。

2) 範囲

本都市計画区域は徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町の5市3町の行政区域の全域もしくは一部を範囲とする。

区 域	市町村名	範 囲	面積 (ha)
徳島東部 都市計画 区 域	徳島市	行政区域の全域	19,139
	鳴門市	" 一部	10,495
	小松島市	" 全域	4,511
	阿南市	" 一部	10,138
	吉野川市	" 一部	3,376
	石井町	" 全域	2,883
	松茂町	" 全域	1,310
	北島町	" 全域	877
	合 計		52,729

(平成17年国勢調査による)

1-2 都市づくりの基本理念

1) 現状と課題

徳島東部都市計画区域は、県都徳島市を中心に5市3町からなり、その大部分は吉野川、勝浦川、那賀川などの沖積平野に発展した都市で、東部は紀伊水道に臨み、北部、南部は山々の緑を背にした自然豊かな都市圏である。

本区域の面積は県全体の約13％にすぎないが、人口は県全体の約64％を占めており、本県の行政、経済、文化の中心地域である。

主な都市としては、阿波25万石の城下町として古くから栄え、本区域の中心都市である県都徳島市、本州との表玄関に位置し交流拠点都市をめざす鳴門市、海上輸送の流通拠点都市小松島

市、臨海工業開発の拠点である阿南市などがある。

本区域は、本州四国連絡道路の開通に伴い、近畿圏との交流が活発化するとともに、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、重要港湾徳島小松島港、橘港及び徳島飛行場（徳島阿波おどろき空港）等、陸・海・空の広域交通体系の整備とあいまって、四国、近畿、中国地方との人、物、情報の交流の結節点として、また、四国地域全体の玄関としての役割が益々増大することが期待されている。

近年では、少子高齢化の進行に伴う人口の減少、経済活動における低成長の長期化、中心市街地の空洞化、温室効果ガスの排出等による地球温暖化の問題から、今後の都市づくりにおいては、都市機能や居住機能を都市の中心部等に集約化・誘導を図るとともに、交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び連携を強化する集約型都市構造の形成や、都市中心部の慢性的な渋滞の解消に向けた、効率的な交通基盤の整備が求められている。

また、南海トラフの地震、中央構造線活断層地震、温室効果ガスの排出等による地球温暖化に伴う気候変動等により頻発する台風や集中豪雨、深刻な洪水・渇水や土砂災害による被害等、あらゆる大規模自然災害から「すべての人命を守る」という視点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という視点、大規模自然災害時のリダンダンシーの確保という視点などから都市づくりに取り組むことが求められている。

さらには、近年の気候変動による自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されており、自然環境の適切な保全が必要となっている。

こうした各地域の多様性や独自性を尊重し、個性に根ざしたまちづくりを進める中、広域的に配置された拠点間の交流や連携を強化した広域都市計画区域の検討が必要となっている。

2) 都市づくりの理念

本区域は、県都徳島市を含む本県を代表する広域都市圏であり、四国と近畿の結節点としての立地条件や豊かな自然環境を活かし、広域交流拠点としての都市機能の集積がゆとりある環境と共生する都市圏、変化に富む豊かな自然を活かして都市と農山漁村が相互に機能分担、交流・連携する都市圏を実現するため、「ゆとりあるネットワーク型の都市」を将来像とし、本区域の都市づくりの理念を次のとおり定める。

- ・すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくりを行う。
- ・既存の人口・都市機能・基盤集積を生かした効率的な都市経営を進めるため、従来の拡大・拡散型の都市づくりを転換し、地域の実情に応じて、独自性を活かしながら「地方創生」を図りつつ、子育て・医療・介護等の生活支援サービスの集約による、快適で効率的な生活環境を重視した、持続可能な市街地の形成を図る。それに加え、中心市街地や鉄道駅周辺等の拠点を交通ネットワークで結ぶとともに、地域間を情報ネットワークで結び、ICTの活用により多様な働き方の創出、行政・医療・教育等のサービス機能の高度化を図る、「地方創生拠点連携型」の都市構造の形成を目指す。

- ・「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。

あらゆる大規模自然災害を迎え撃つため、公共施設の耐震化等や地域の避難体制の強化な

市、臨海工業開発の拠点である阿南市などがある。

本区域は、本州四国連絡高速道路の開通に伴い、近畿圏との交流が活発化するとともに、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、重要港湾徳島小松島港及び徳島飛行場等、陸・海・空の広域交通体系の整備とあいまって、四国、近畿、中国地方との人、物、情報の交流の結節点として、また、四国地域全体の玄関としての役割が益々増大することが期待されている。

一方、今後の都市づくりにおいては、「東海・東南海・南海」の三連動地震や津波、さらには台風や集中豪雨などの自然災害から「助かる命を助ける」という視点から取り組むことが求められている。

また、少子高齢化の進行に伴う人口の減少、経済活動における低成長の長期化及び温室効果ガスの排出等による地球温暖化など地球規模での環境問題の深刻化等から、全国的な社会環境の変化に応じた低炭素都市づくりとして、土地を効率的に利用し、多様な自然環境を保全する集約型都市構造の形成が要請されている。

本区域は広域であることから交通基盤の整備が重要な課題である。また、一方では日常生活の広域化が進むなかで、都市中心部では市街地の空洞化が進み、都市基盤施設の効率的な整備、都市機能の集積効果の維持強化及び自然環境との調和を図ることが求められている。

また、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざしたまちづくりを進めるなか、広域都市計画区域のあり方の検討も必要となっている。

2) 都市づくりの理念

徳島県では、地域に暮らすみんなが住みやすいまちづくりの展開や地域の防災性の向上等に留意した都市づくりを目指している。

本都市計画区域は、県都徳島市を含む本県を代表する広域都市圏であり、四国と近畿の結節点としての立地条件や豊かな自然環境を活かし、広域交流拠点としての都市機能の集積がゆとりある環境と共生する都市圏、変化に富む豊かな自然を活かして都市と農山漁村が相互に機能分担、交流・連携する都市圏を実現するため、「ゆとりあるネットワーク型の都市」を将来像とする。また、以下の点を都市づくりの理念として、農林漁業との健全な調和を図りつつ、交通ネットワークの整備や都市機能の充実を図るものとする。

- ・各市町の独自性を尊重しつつ、広域的な連携を強化する。
- ・自然と調和した都市環境の形成をすすめる。
- ・安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。
- ・すべての人が暮らしやすい、集約型都市構造の形成を図る。
- ・住民参加による都市づくりをすすめる。

ど防災・減災対策を推進するとともに、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生が実現できるよう復興まちづくりの事前準備を行うなど、震災時死者ゼロを目指す県土強靱化を推進し、安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。

・豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくりを行う。
既存集落の維持・活性化に加え、豊かな自然の保全、市街地周辺部における農業生産基盤の整備を図り、市街地と周辺部の自然・田園が健全に調和したまちづくりを展開するとともに、森林など豊富な資源の保全や、水・太陽など再生可能なエネルギー資源の活用により、気候変動へ配慮した脱炭素社会の実現に取り組むなど、本県が誇る自然環境を次代へ継承すべく、環境にやさしい都市づくりを行う。

・地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくりを行う。
地方分権改革の推進により、都市計画法をはじめとする権限が国から地方へ移譲され、時代の変化やライフスタイルも変わりつつある中、地域の主体となる市町の独自性や多様性を尊重しつつ、広域的に配置された拠点間の交流や連携の強化により、新たな価値が創造され、魅力と活力にあふれる都市づくりを目指す。

・住民目線に立った創造性豊かな都市づくりを行う。
多様化・高度化する住民ニーズを踏まえたと暮らしやすい都市の実現を図るため、都市計画提案制度の活用など、積極的な住民参加を得ながら、創造性豊かな都市づくりを目指す。

2-3 地域ごとの市街地像

1-3 地域ごとの市街地像

徳島東部都市計画区域は、地理的条件や人の動きなど周辺都市との地域間のつながりから、徳島圏域、鳴門圏域、小松島圏域、阿南圏域、鴨島圏域に区分される。

- ・徳島圏域は、徳島市を中心に北島町、松茂町、石井町からなり、徳島市の中心市街地では本県の経済、教育、文化、行政など多くの機能が集積し、県勢発展の牽引的な役割を担うとともに、広い分野にわたり質の高いサービスを提供する拠点としての機能を果たしており、今後もこうした都市機能の充実強化を図る。
- ・鳴門圏域は、鳴門市及び松茂町からなり、近畿圏をはじめとする広域交通の玄関都市として、また、瀬戸内海国立公園等の豊富な観光資源を活かした広域交流の拠点として、都市機能の充実を図りながら産業・文化交流ゾーンを目指す。
- ・小松島圏域は、四国東部を代表する港湾都市である小松島市を中心に、海上輸送の流通拠点として、また、市中心部の再生を図りながら交通・物流・文化の活気あふれる都市づくりを目指す。
- ・阿南圏域は、阿南市、那賀町、牟岐町、美波町及び海陽町からなる南部地方生活圏の中心都市として、都市機能の充実とともに産業と自然環境の共生を図りながら定住交流拠点都市を目指す。
- ・鴨島圏域は、吉野川市、阿波市からなる中央広域市町村圏の中心都市として広域的拠点機能

を備えた都市基盤の整備に努めながら、高次のサービスの機能の充実を図る。

- ・各市町の中心市街地は、市民の日常生活の拠点となる市街地形成を目指し、徳島市中心部と役割分担を図りながら広域幹線道路の整備を進め、ネットワーク型の都市づくりを図る。また、その周辺部では、農地や森林、河川の保全を行いながら、豊かな田園環境や自然環境と調和した住みよい都市づくりを目指す。

1-4 将来の都市構造、主要な機能の配置

1) 広域的な都市構造における位置づけ

徳島東部都市計画区域の将来都市構造は、おおむね以下のように方向づけられる。

- 広域拠点として、徳島市の中心市街地があり、本都市計画区域の中心的役割を担っている。
- 副次的な拠点として、鳴門市、小松島市、阿南市、旧鴨島町の中心部が都市計画区域外周辺町村も含めた生活圏の拠点として位置づけられる。
- 生活拠点としては、各市町の中心市街地が挙げられる他、一般国道11号や55号等の幹線道路沿道の一部が含まれる。
- 広域根幹的な交通施設としては、本州四国連絡高速道路、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、阿南安芸自動車道や重要港湾徳島小松島港、徳島飛行場がある。また、地域の骨格道路としては、一般国道11号や55号、192号や徳島外環状道路があり、整備が進められている。

2) 主要な都市機能の配置

徳島市の中心市街地を広域的な拠点として位置づけ、商業や業務、文化や交流等の高次都市機能の整備を図る。

また、鳴門市、小松島市、阿南市、旧鴨島町の中心市街地を副都市拠点として位置づけるとともに、他の各市町中心市街地を日常生活の都市拠点として位置づけ、都市機能の整備を図る。

3) 主要な土地利用の方針

各市町の駅周辺や中心市街地を商業業務地として位置づけ、計画的な都市整備に努める。

工業地等については、徳島市、小松島市、阿南市の臨海部を工業・流通拠点として機能の充実に努めるとともに、既設産業団地への企業の集積を図る。

住宅地については、既成市街地及び周辺既存集落等の居住環境の整備を図る。

4) 広域根幹的な交通体系

本都市計画区域の交通連携を強めるため、既存の本州四国連絡高速道路や四国縦貫自動車道、四国横断自動車道に加え、四国横断自動車道の南伸や阿南安芸自動車道により、広域的な都市軸の整備強化を図る。

これらの広域都市軸と連動して、本区域の骨格として機能する幹線道路として、一般国道11

1) 広域的な都市構造における位置づけ

徳島市の市街地は、本県の経済、教育、文化、行政など多くの機能が集積し、県勢発展を牽引するとともに、広い分野にわたる質の高いサービスを提供しており、今後ともこうした都市機能の充実強化を図るため、広域拠点として位置づける。

また、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市の中心部を広域拠点に次いで都市機能が集積する副次拠点として位置づけ、石井町、松茂町、北島町等の中心市街地を広域・副次拠点を補完する生活都市拠点として位置づける。

これら拠点間の交通ネットワークの整備及び利活用を図るとともに、情報ネットワークで広域的に結び連携を強化することにより、都市機能の高度化を図る、地方創生拠点連携型の都市構造の形成を目指す。

2) 主要な都市機能の配置

本区域の広域拠点である徳島市の中心市街地では、広域的な交通ネットワークにより周辺の都市と連携を図りつつ、広域圏に対応する拠点的な商業や業務、文化や交流等の高次都市機能の整備及び防災機能の強化を図る。

さらに、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市の中心市街地は、副次的な拠点として、また、石井町、松茂町、北島町等の中心市街地については生活都市拠点として、商業、医療、福祉等の都市機能及び防災機能の強化を図る。

3) 主要な土地利用の方針

各市町の駅周辺や中心市街地を商業業務地として位置づけ、計画的な都市整備に努める。

工業地等については、徳島市や小松島市、阿南市及び松茂町の臨海部を工業・流通拠点として機能の充実に努めるとともに、既設産業団地への企業の集積を図る。

住宅地については、既成市街地及び周辺既存集落等の居住環境の整備を図る。

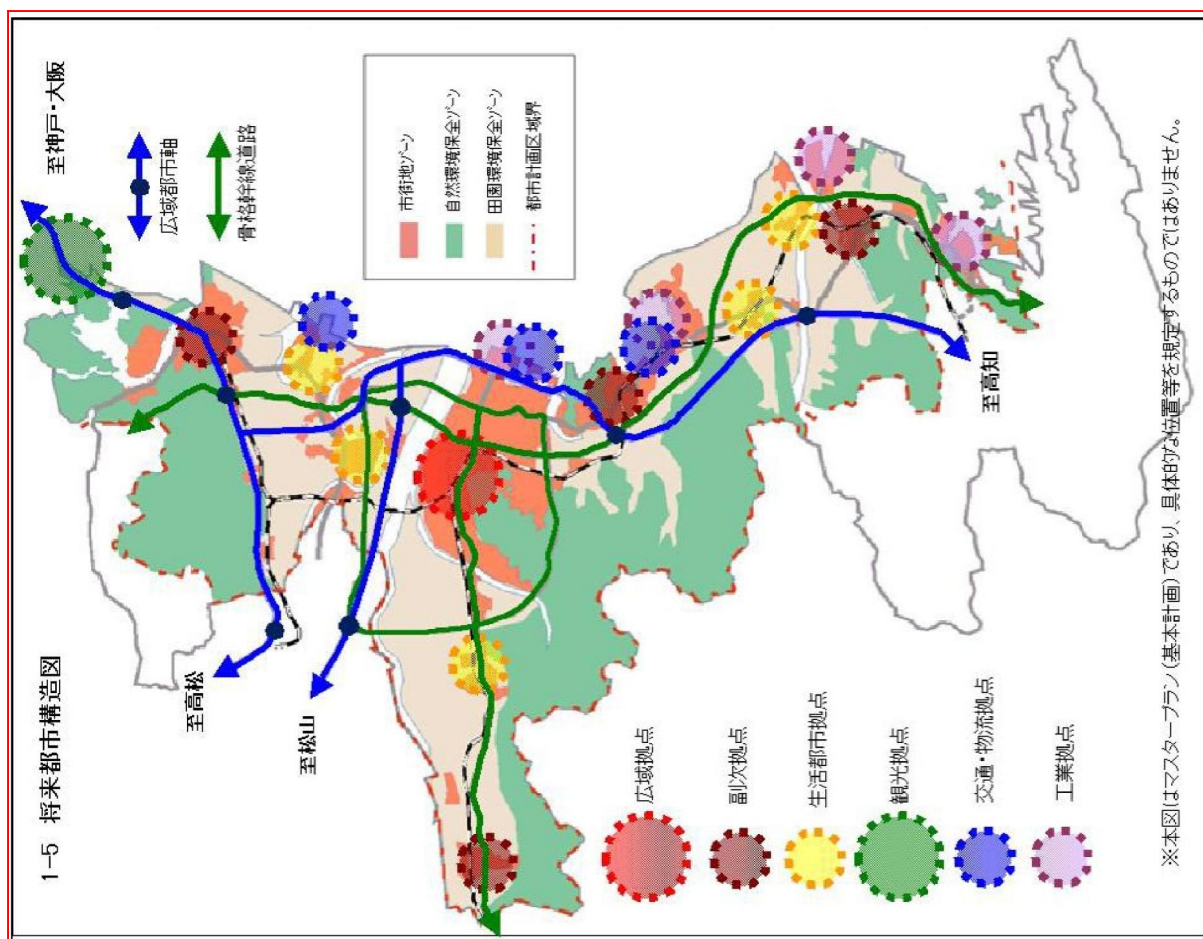
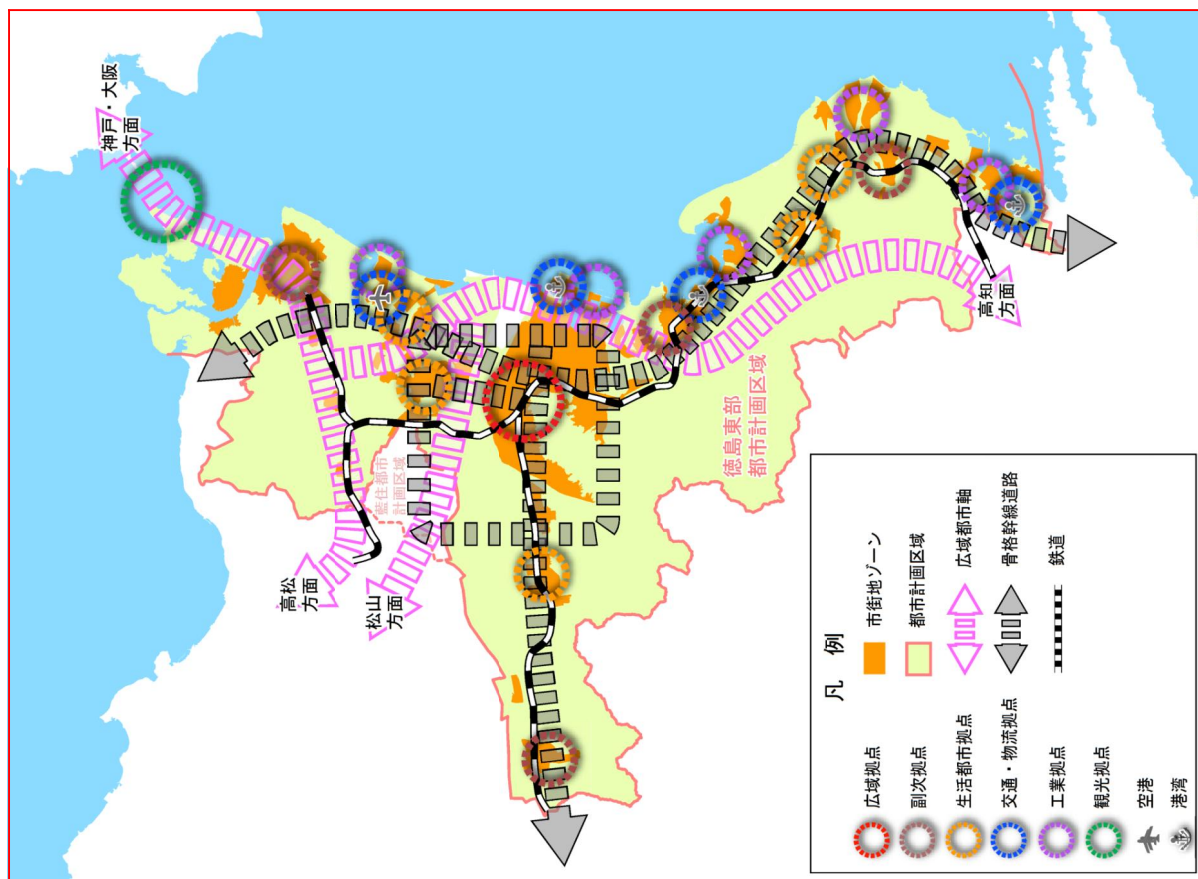
4) 広域根幹的な交通体系

本区域の交通連携を強めるため、既存の本州四国連絡道路、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道に加え、四国横断自動車道の南伸や阿南安芸自動車道など、広域的な都市軸の整備強化を図る。

これらの広域都市軸と連動して、本区域の骨格として機能する幹線道路として、一般国道11

号、55号及び192号並びに徳島外環状道路などの整備を図る。

号や55号、192号や徳島外環状道路などの整備を図る。



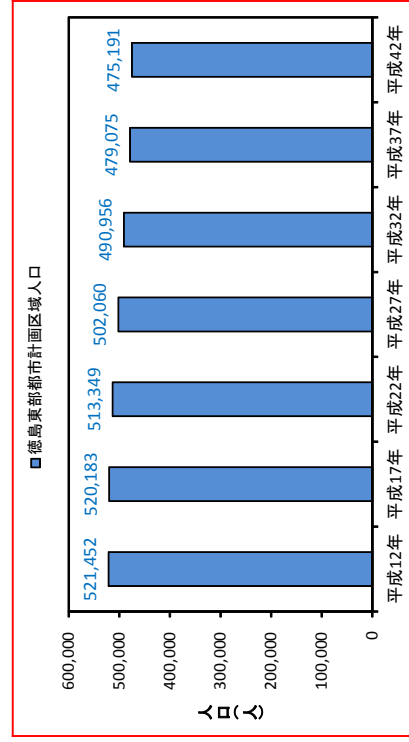
1-5 将来都市構造図

3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

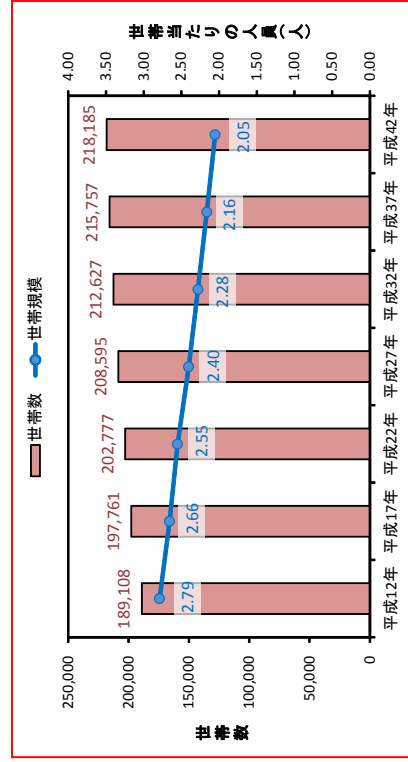
3-1 区域区分の有無

本区域は、昭和46年に4市6町各々の都市計画区域を合わせて指定され、区域区分についても、昭和46年に決定され、その後5回の見直しを経て現在に至っている。
本区域の人口は、平成12年を境に減少に転じ、今後も減少傾向にあると考えられる。

世帯数については、今後も引き続き増加するものと考えられる。



出典：国勢調査、とくしま人口ビジョン



出典：国勢調査

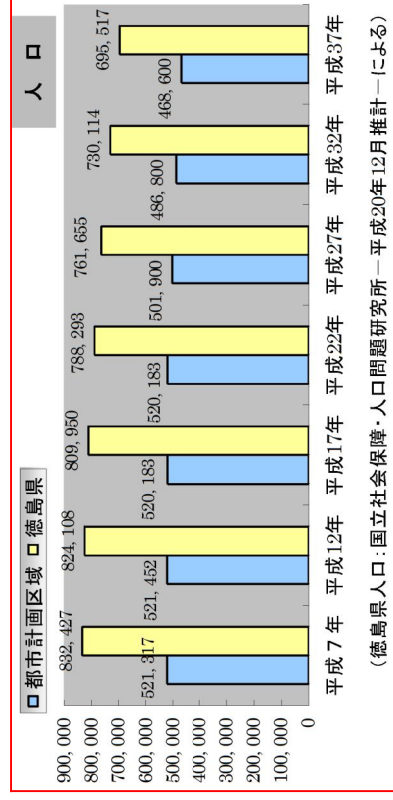
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

2-1 区域区分の有無

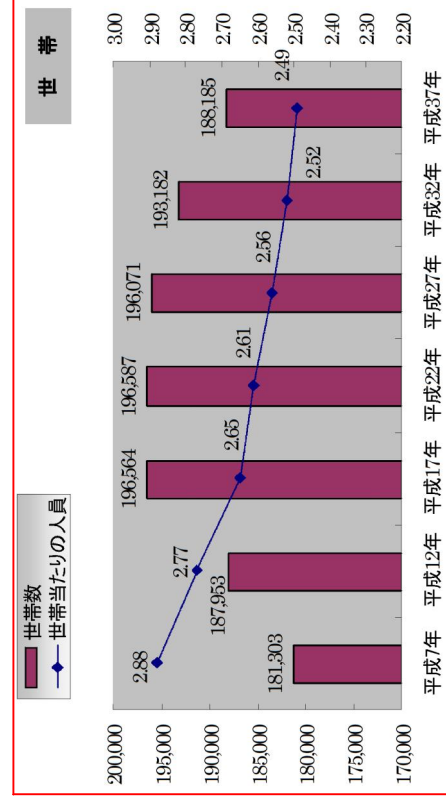
徳島東部都市計画区域は、昭和46年に4市6町各々の都市計画区域を合わせて指定され、区域区分についても、昭和46年に決定され、その後4回の見直しを経て現在に至っている。

当該都市計画区域の人口は、平成12年を境に減少に転じ、今後も減少傾向にあると考えられる。

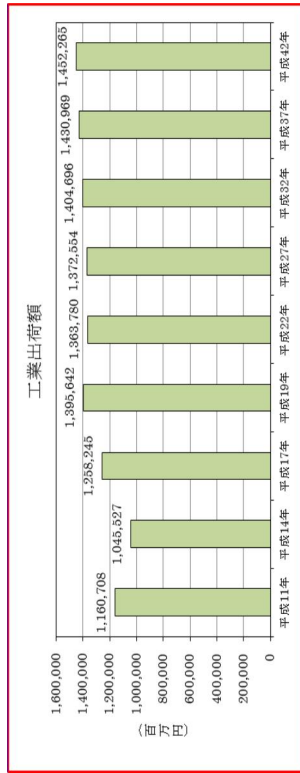
世帯数については、世帯当たりの人員の低下により、平成22年頃までは増加したものの、今後は減少に転じると考えられる。



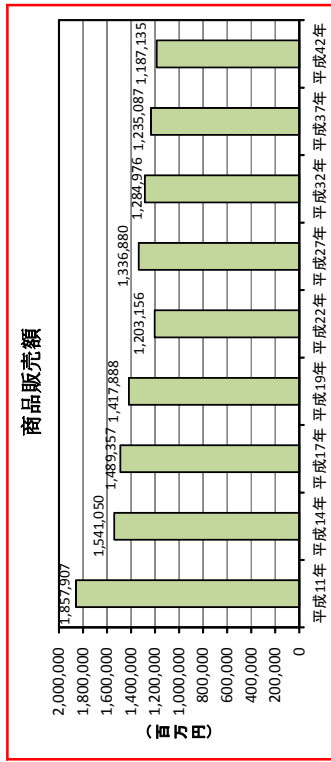
(徳島県人口：国立社会保険・人口問題研究所－平成20年12月推計－による)



産業の見通しとしては、工業出荷額は微増傾向にあり、商品販売額は減少傾向にある。



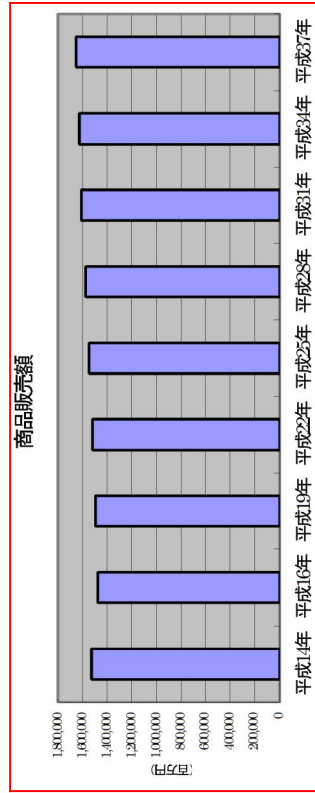
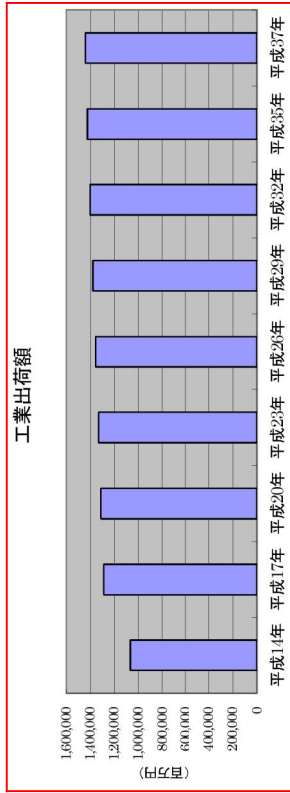
出典：工業統計



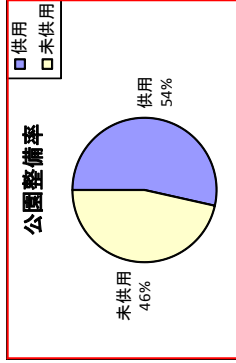
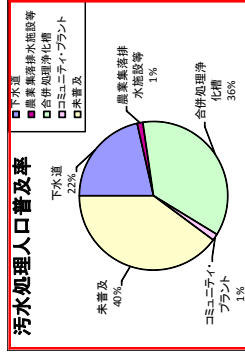
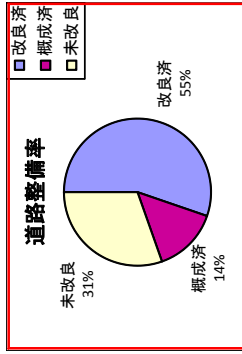
出典：商業統計

一方、都市基盤の整備状況については、道路の改良率が約5.5%、公園の供用率が約5.4%、汚水処理人口普及率が約6.0%であり、いずれも遅れている。

産業の見通しとしては、工業出荷額、商品販売額はともに微増傾向であり、今後急激な増加は見込まない状況である。



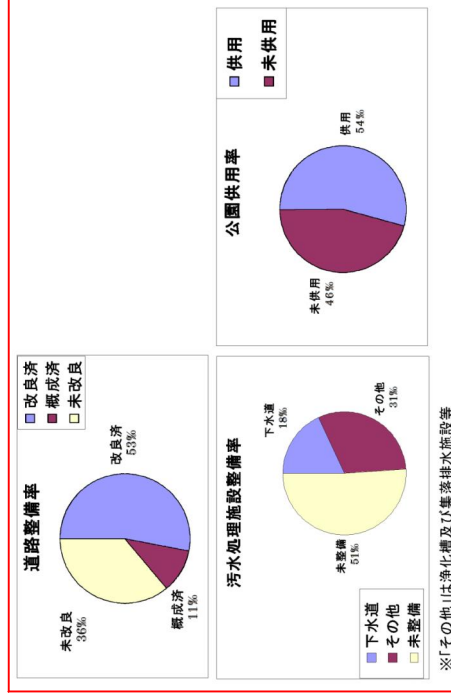
一方、基盤整備状況については、道路の改良率は約5.0%であり、下水道は特にその整備が遅れている。



※道路整備率、公園整備率、
汚水処理人口普及率は、
平成27年度末現在

これらのことから、

- ・本区域では、人口が減少に転じ、工業・商業による新たな土地需要も少ないことから、市街化圧力は低下しており市街地拡大の可能性も小さいと考えられるが、徳島市及びその周辺の一般国道11号や5号の幹線道路沿線では今なお開発圧力が残っており、郊外への低密度な市街地の拡大と周辺の優良な集団農地の消失が懸念される。
- ・本区域内の道路など都市基盤の整備は遅れており、今後も積極的に整備を進めていく必要があり、財政が厳しくなる中で区域を絞って効率的に整備を行う必要がある。
- ・区域区分を廃止した場合、市街化調整区域であったところで利便性の高い幹線道路沿線や市街化区域の周辺で開発が進むことが予想され、中心市街地のさらなる空洞化の進行や新たな開発に伴う基盤整備の負担の増加、それに伴う基盤整備のさらなる遅れが懸念される。また、これまで開発が規制されていた市街化調整区域で利便性の高い地域は地価が上昇し、これに隣接する市街化区域であったところは地価の均衡化により下降するなど地価に変動を与える恐れがあり、経済への影響も大きい。
- と考えられる。よって、本区域においては、都市機能や居住機能を都市の中心部等に集約化・誘導を図るとともに、交通ネットワーク及び情報ネットワークで結び連携を強化する、地方創生拠点連携型の都市構造の実現を目指しており、低密度な市街地の拡大を抑え、効率的な基盤整備を行い、既成市街地の活力と魅力を高める必要があること、区域区分を廃止した場合の負の影響が大きいことから、引き続き区域区分を行うものとする。
- ただし、各地域の多様性や独自性を尊重し、地域の個性に根ざしたまちづくりを進める中、広域的に配置された拠点間の交流や連携の強化も必要であり、広域都市計画区域や区域区分のあり方について検討を行うものとする。



※「その他」は浄化槽及び集落排水施設等

これらのことから、

- ・徳島東部都市計画区域では、人口が減少に転じ、工業・商業による新たな土地需要も少ないことから、市街化圧力は低下しており市街地拡大の可能性も小さいと考えられるが、徳島市及びその周辺の一般国道11号や5号の幹線道路沿線では今なお開発圧力が残っており、郊外への低密度な市街地の拡大と周辺の優良な集団農地の消失が懸念される。
- ・都市計画区域内の道路など都市基盤の整備は遅れており、今後も積極的に整備を進めていく必要があり、財政が厳しくなる中で区域を絞って効率的に整備を行う必要がある。
- ・区域区分を廃止した場合、市街化調整区域であったところで利便性の高い幹線道路沿線や市街化区域の周辺で開発が進むことが予想され、中心市街地のさらなる空洞化の進行や新たな開発に伴う基盤整備の負担の増加、それに伴う基盤整備のさらなる遅れが懸念される。また、これまで開発が規制されていた市街化調整区域で利便性の高い地域は地価が上昇し、これに隣接する市街化区域であったところは地価の均衡化により下降するなど地価に変動を与える恐れがあり、経済への影響も大きい。
- と考えられる。よって、徳島東部都市計画区域においては、人口減少と人口構造の変化のなかで、土地を効率的に利用し、多様な自然環境を保全する集約型都市構造の実現が求められており、低密度な市街地の拡大を抑え、効率的な基盤整備を行い、既成市街地の活力と魅力を高める必要があること、区域区分を廃止した場合の負の影響が大きいことから、引き続き区域区分を行うものとする。
- ただし、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざしたまちづくりを進めるなか、広域都市計画区域のあり方の検討も必要と考えられ、その中で、区域区分についても見直しの検討が必要と考えられる。

3-2 区域区分の方針

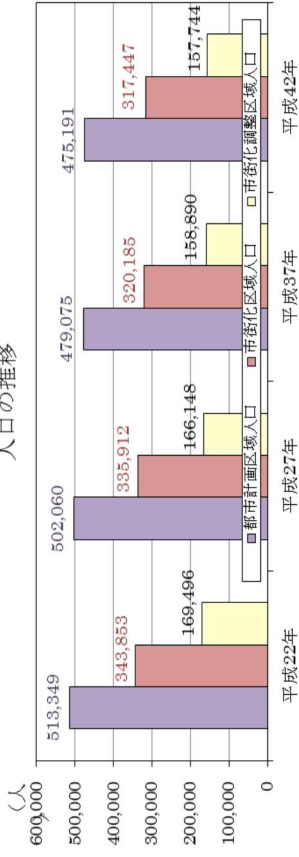
1) 配置されるおおむねの人口規模

本区域内における人口を次のとおり想定する。

年次	H 2 2 (基準年)	H 3 7	H 4 2
人口			
都市計画区域内人口	513,349人	479,075人	475,191人
市街化区域人口	343,853人	320,185人	317,447人
市街化調整区域人口	169,496人	158,890人	157,744人

注) H 2 2 人口は、国勢調査による

人口の推移



2) 配置されるおおむねの産業規模

本区域内に配置されるおおむねの産業規模を次のとおり設定する。

区分	単位	H 2 2 (基準年)	H 3 7
生産規模	億円	13,638	14,310
商品販売額	〃	12,032	12,351
第一次人口	人	15,301	14,210
第二次人口	〃	54,153	50,291
第三次人口	〃	162,721	151,115
計	〃	232,175	215,616

注 1) いずれも行政区域全体の数字である。

注 2) H 3 7 の各数値はH 2 2 国勢調査結果による推計値である。

2-2 区域区分の方針

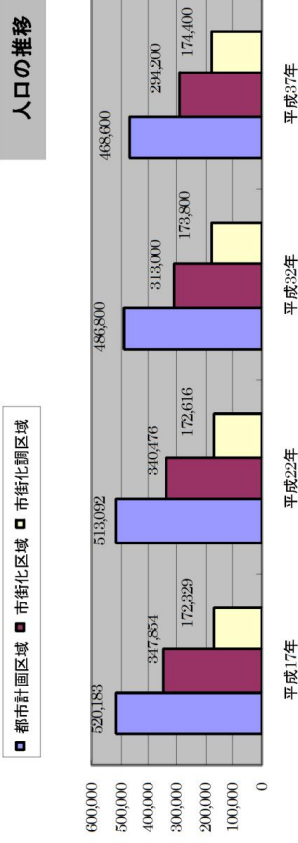
1) 配置されるおおむねの人口規模

本都市計画区域内における人口を次のとおり想定する。

年次	基準年 (H 1 7)	H 3 2	H 3 7
人口			
都市計画区域内人口	520,183人	486,800人	468,000人
市街化区域人口	347,854人	313,000人	294,200人
市街化調整区域人口	172,329人	173,800人	174,400人

注) H 1 7 人口は、国勢調査による

人口の推移



2) 配置されるおおむねの産業規模

本都市計画区域内に配置されるおおむねの産業規模を次のとおり設定する。

区分	単位	基準年 (H 1 7)	H 3 2
生産規模	億円	12,877	14,000
商品販売額	〃	14,959	16,100
第一次人口	人	18,688	12,700
第二次人口	〃	61,840	54,700
第三次人口	〃	170,066	168,600
計	〃	250,594	236,000

注 1) いずれも行政区域全体の数字である。

注 2) 商品販売額の基準年はH 1 9

3) 市街化区域の規模と現在の市街地との関係

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成37年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	H22（基準年）	H37
市街化区域の規模	約8,797ha	約8,803ha

4. 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用の基本方針

地方創生拠点連携型の都市構造の形成に努めるため、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、効率的な都市活動や安全性・利便性の高い生活環境の確保を図るとともに、スプロールの抑制や自然環境の保全・調和を図るものとする。

また、東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、切迫する南海トラフの地震など、あらゆる大規模自然災害から「すべての人命を守る」という観点や、発災後の迅速かつ円滑な都市の再生という観点から、地域の地形・地質などの自然条件、人口分布や土地利用の現状、さらには地域住民の意向も十分に踏まえた、用途配置の見直しなど、それぞれの地域特性に応じた土地利用の方針を定めるものとする。

2) 主要用途の配置の方針

業務地については、徳島市においては県庁及び市役所を中心とした一般国道11号、55号及び192号周辺地区に本区域の業務機能の中核核としての業務地を配置し、その他の都市においては、市役所や町役場を中心とする地区に業務地を配置し、各地域の中心核として都市機能の充実に努める。

商業地については、徳島市においては、徳島駅前地区から新町・紺屋町地区の商業集積地に本区域の中心商業核としての商業地を配置するほか、その周辺部及び主要幹線道路沿いに、購買需要に対応した商業地を配置する。その他の都市においては、地域の核として鉄道駅周辺や主要幹線道路沿いに、周辺地域の購買需要に応じた商業地を配置する。

工業地については、臨海部等に計画的に整備、配置されてきた工業地の適切な維持を図るものとするが、今後、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については地区計画の活用や用途地域の見直しにより、土地の有効活用を図る。

流通業務地については、重要港湾徳島小松島港及び徳島飛行場（徳島阿波おどろ空港）の他、インターチェンジ周辺の流通拠点を中心として集約を図るとともに、各拠点へのアクセスの整備や広域道路網の整備に伴い、その要所となる箇所に流通施設を配置する。

3) 市街化区域の規模と現在の市街地との関係

本都市計画区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成32年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成17年	平成32年
市街化区域の規模	約8,784ha	約8,797ha

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用の基本方針

「東日本大震災」が多くの生命・財産を奪い、建築物、ライフライン、社会基盤施設などに甚大な被害をもたらしたという教訓を踏まえ、自然災害から「助かる命を助ける」という観点、さらには大規模災害発生後の速やかな「復旧・復興」の観点から、地域の地形・地質などの自然条件、人口分布や土地利用の現状、さらには地域住民の意向も十分に踏まえた、用途配置の見直しなど、それぞれの地域特性に応じた方針を定めるものとする。

2) 主要用途の配置の方針

業務地については、徳島市においては県庁及び市役所を中心とした一般国道11号周辺地区に本地区の業務機能の中核核としての業務地を配置し、その他の都市においては、市役所や町役場を中心とする地区に業務地を配置し、各地域の中心核として都市機能の充実に努める。

商業地については、徳島市においては、徳島駅前地区から新町・紺屋町地区の商業集積地に本区域の中心商業核としての商業地を配置するほか、その周辺部及び主要幹線道路沿いに、購買需要に対応した商業地を配置する。その他の都市においては、地域の核として鉄道駅周辺や主要幹線道路沿いに、周辺地域の購買需要に応じた商業地を配置する。

工業地については、臨海部等に計画的に整備、配置されてきた工業地の適切な維持を図るものとするが、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については地区計画の活用や用途転換により、土地の有効活用を図る。

流通業務地については、重要港湾徳島小松島港、徳島飛行場等の流通拠点を中心として集約を図るとともに、各拠点へのアクセスの整備や広域道路網の整備に伴い、その要所となる箇所に流通施設を配置する。

住宅地については、中心市街地においては、商業や業務との用途の複合化をすすめるとともに、既成市街地においては、比較的高密度な住宅地を配置し、周辺部には比較的低密度な住宅地を配置する。

3) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a) 住宅地

都市周辺部の市街地は居住環境及び防災面から低層低密度な住宅地を基本とするが、中心市街地及びその近隣市街地については、地域特性に応じて土地利用の高度化、複合化を図ることとし、住宅も中高層化し比較的高密度な構成とする。

b) 商業地

J Rの主要駅周辺や幹線道路沿線等従前からの中心市街地は、商業のみならず業務、文化、娯楽、交流の拠点として、地域特性に応じて土地の高度利用を図る。

c) 工業地

工業地は比較的低密度な利用を図り敷地内緑化や景観など地区内外への環境に配慮した密度構成とする。

4) 市街地における住宅建設の方針

a) 既成市街地の定住人口確保

徳島市などの中心市街地においては、商業機能の郊外への展開により人口が減少傾向にあり、再開発事業等により職・遊・住近接に対応した都市型住宅の供給を促進し定住人口の確保を図る。

また、移住・定住の促進に向け、空き家の活用を図るとともに、遊休施設の活用による移住交流施設や定住促進住宅等の整備を行う。

5) 市街地の土地利用の方針

a) 都市防災に関する方針

南海トラフの地震等により、津波被害が発生する恐れのある区域については、避難路や津波避難ビルなど避難施設を確保し、特定避難困難地域の解消を促進するとともに、特に都市的土地利用の多い地域では、都市機能を維持するため、建物の耐震化、耐浪化及び高層化について検討する。

また、災害時の防災拠点となる公共施設の耐震化・長寿命化や支援助物資が集積できる防災施設等の機能強化を図るとともに、医療施設、社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設の災害リスクの低い地域への立地誘導など、都市施設の配置や用途地域の見直しに努める。

さらには、大規模自然災害の発災後、迅速かつ円滑な都市の再生を実現するため、復興まちづくり計画を見据え、応急仮設住宅の建設候補地の検討を進めるなど平時から事前準備や合意形成に努めるとともに、まちづくりの整備手法や防災・減災対策の優先度について、事前に検討しておく。

住宅地については、中心市街地においては、商業や業務との用途の複合化を進めるとともに、既成市街地においては、比較的高密度な住宅地を配置し、周辺部には比較的低密度な住宅地を配置する。

3) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a) 住宅地

都市周辺部の市街地は居住環境及び防災面から低層低密度な住宅地を基本とするが、中心市街地及びその近隣市街地については、地域特性に応じて土地利用の高度化、複合化を図ることとし、住宅も中高層化し比較的高密度な構成とする。

b) 商業地

J Rの主要駅周辺や幹線道路沿線等従前からの中心市街地は、商業のみならず業務、文化、娯楽、交流の拠点として、地域特性に応じて土地の高度利用を図る。

c) 工業地

工業地は比較的低密度な利用を図り敷地内緑化や景観など地区内外への環境に配慮した密度構成とする。

4) 市街地における住宅建設の方針

a) 既成市街地の定住人口確保

徳島市などの中心市街地においては、商業機能の郊外への展開により人口が減少傾向にあり、再開発事業等により職・遊・住近接に対応した都市型住宅の供給を促進し定住人口の確保を図る。

5) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a) 地域防災に関する方針

「助かる命を助ける」という視点から、津波災害が発生する恐れのある地域については、避難路や防災公園、津波避難ビルなど避難施設の整備を図るとともに、長期的視点に立ち、医療施設、社会福祉施設等の災害時要援護者が利用する都市施設配置や用途配置の見直しに努める。

b) 土地の高度利用に関する方針

徳島駅前周辺等各市町の「顔」となる既成市街地について、再開発事業等を通じて土地の高度利用を促進し、商業・業務のみならず、住居、文化、娯楽等高次な都市機能を有した市街地として再生する。

c) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地域の特性に応じて、住宅・商業・工業の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図るため、用途の純化も視野に入れ、居住環境の改善に努める。

また、公共交通機関や医療・福祉施設、利便施設等が整備されている中心市街地等については、用途の複合化により、居住の促進を図り、効率的な都市の形成を図る。今後、産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については、地区計画の活用や用途地域の見直しにより、土地の有効利用を図る。

d) 居住環境の改善又は維持に関する方針

道路幅員が狭く、老朽化した木造住宅が密集する地域等においては、地震時の建物倒壊による道路閉塞や火災の延焼を防止するため、防火地域の指定や建築物の不燃化を促進するとともに、土地区画整理事業等の活用により、安全・安心なまちづくりを行う。

また、空き家については、実情を踏まえ、不良な空き家を除却するとともに、健全な空き家については移住・定住に向けた利活用を進める。

e) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

徳島市の城山等、市街地における貴重な緑は積極的に保全を図るとともに、賑わいのある都市の景観やまちなかの自然と調和した景観づくりに努める。

また、市街地内の道路や公園等の緑化を推進するとともに、公共施設や民有敷地内における建築物の屋上等の緑化を促進し、新たな緑の創出に努め、緑の多い良好な都市環境の形成を図る。

なお、市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成や防災の観点から、維持の必要のある農地については、生産緑地制度の活用など、保全を視野に入れながら、計画的な利用を図る。

6) 市街化調整区域の土地利用の方針

a) 都市防災に関する方針

洪水、雨水出水による浸水被害や土砂災害が発生する恐れのある区域については、安全な地域への居住誘導や新たな建物の立地制限など、市街化を抑制しつつ、地域の特性を踏まえた土地利用規制の検討を行う。

また、津波による浸水被害が発生する恐れのある区域については、安全な地域への居住誘導や新たな建物の立地制限など、市街化を抑制しつつ、大規模既存集落が形成された地域では、津波避難タワーなど避難施設の確保や建物の耐液化等により、特定避難困難地域の解消や、集落維持が継続できる地域の形成に努める。

b) 土地の高度利用に関する方針

徳島駅前周辺等各市町の「顔」となる既成市街地について、再開発事業等を通じて土地の高度利用を促進し、商業・業務のみならず、住居、文化、娯楽等高次な都市機能を有した市街地として再生する。

c) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

公共交通機関や医療・福祉施設、利便施設等が整備されている中心市街地等については、用途の複合化により、居住の促進を図り、効率的な都市の形成を図る。産業構造の変化等により用途転換が望まれる工業用地等については、地区計画の活用や用途転換により、土地の有効利用を図る。

d) 居住環境の改善又は維持に関する方針

道路幅員が狭く、老朽化した木造住宅が密集する地域等においては、土地区画整理事業等の活用により、安全なまちづくりを行う。

e) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

徳島市の城山等、市街地における貴重な緑は積極的に保全を図るとともに、賑わいのある都市の景観やまちなかの自然を活かした景観づくりに努める。

また、市街地内の道路や公園等の緑化を推進するとともに、公共施設や民有敷地内における建築物の屋上等の緑化を促進し、新たな緑の創出に努め、緑の多い良好な都市環境の形成を図る。

なお、市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れながら、計画的な利用を図る。

6) 市街化調整区域の土地利用の方針

a) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害が発生する恐れのある地域や、洪水時に浸水、冠水のある地域及び津波災害が発生する恐れのある地域については、今後とも市街化を抑制しつつ、砂防事業や河川改修事業等を実施することにより、災害防止に努める。

なお、災害リスクの低い地域は、必要に応じて浸水被害が想定される地域からの移転の候補地とするなど検討を行う。

さらには、中央構造線活断層地震など直下型地震による被害を最小限に抑えるため、特定活断層の直上では、多数の人が利用する施設及び危険物貯蔵施設等の特定施設の新築等を回避するなど、土地利用の適正化を図るとともに、特定活断層調査区域に立地する建築物を安全な地域へ移転できるよう配慮する。

b) 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域において、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備を推進する等、食料の安定供給に不可欠な優良農地の保全・有効活用¹⁰に十分配慮する。

c) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の海岸線には、瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国立公園が存在し、自然海岸の景勝地として優れており、また、徳島市の眉山、徳島市と小松島市にわたる日峰山、阿南の津ノ峰山など山地・丘陵地の自然景勝地も存在する。これら豊かな自然の中¹¹にあって、多くの人が集まる景勝地については、今後も景観や環境の維持、保全に努める。

d) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

平成37年に想定される市街化区域のおおむねの規模では、同年に目標とする市街化区域人口の一部を受け入れられないが、今後、市街化区域内の未利用地や空き家を最大限活用するなど、集約型都市構造の形成に努め、次回の見直しまでの間は市街化調整区域から市街化区域への随時編入は行わない。

また、市街化調整区域において良好な住宅市街地の計画的整備が行われる区域や四国横断自動車道の整備に伴い、工業・流通業務機能の集積・維持・強化が図られるインターチェンジ周辺区域、土地利用の動向等から不良な街区の環境が形成される恐れがある区域については、各市町の土地利用構想との整合を図りつつ、周辺の農業地域、森林地域の保全を考慮しながら、整備の必要性に応じて地区計画等の導入を図るものとする。

また、市街化調整区域の建築形態については、周辺環境と調和した基準を定めることにより今後とも良好な環境を維持する。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

本区域は、本県の経済・文化・行政の集積地であり、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道及び本州四国連絡道路の高速交通網の整備により、四国の玄関都市として重要な交通の結節点としての役割を果たしている。今後、高速道路網、重要港湾徳島小松島港及び橋港、徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）等、陸・海・空の広域的根幹的な交通網の整備により交流が拡大し、近畿圏をはじめ全国との結びつきが一層深まり、本区域の果たす役割が増大することが見込ま

b) 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域において、農産物の生産地として良好に機能している優良農地等については今後とも保全を図り、農業生産の環境保全について十分配慮を行う。

c) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本都市計画区域の海岸線には、瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国立公園が存在し、自然海岸の景勝地として優れており、また、徳島市の眉山や小松島市の日ノ峯、阿南の津ノ峰など山地丘陵地の自然景勝地も存在する。これらおおらかな自然のなか¹²にあって、多くの人が集まる景勝地については、今後も景観や環境の維持、保全に努める。

d) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

平成32年に想定される市街化区域のおおむねの規模が、同年に目標とする市街化区域人口の範囲内であるため、市街化調整区域から市街化区域への随時編入は行わない。

また、市街化調整区域において良好な住宅市街地の計画的整備が行われる区域、土地利用の動向等から不良な街区の環境が形成される恐れがある区域については、各市町の土地利用構想との整合を図りつつ、整備の必要性に応じて地区計画の導入を図るものとする。

また、市街化調整区域の建築形態については、周辺環境と調和した基準を定めることにより今後とも良好な環境を維持する。

3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通体系の整備方針

a) 交通施設の整備方針

本都市計画区域は、本県の経済・行政・文化の集積地であり、本州四国連絡高速道路や四国縦貫自動車道等の高速交通網の整備により、四国の玄関都市として重要な交通の結節点としての役割を果たしている。今後、高速道路網、重要港湾徳島小松島港及び徳島飛行場等、陸・海・空の広域的根幹的な交通網の整備により交流が拡大し、近畿圏をはじめ全国との結びつきが

れる。

また、区域内の道路網については、災害の際には緊急輸送路や避難路としての役割も果たしている中、一般国道11号と192号の交差点等、主要道路が徳島市の市街地を經由するため、交通渋滞が大きな問題となっている。

このような背景や課題から以下の整備方針等に基づき交通体系の整備を図る。

○ 交通体系の整備の方針

- ・交流人口の拡大、経済活動の活性化及び地域の観光力の向上など、地方創生の礎となる広域交通ネットワークを形成するため、高速道路網や高速道路へのアクセス道路等の整備を行う。
- ・中心市街地の通過交通を排除し、都市内交通の円滑な分散を図るため、徳島市を中心とした放射・環状道路の整備を進めるとともに、徳島市中心部において鉄道の高架化を進め、踏切除却による安全性の向上、高架と合わせた街路網整備を図る。また、バス路線網の再編やパークアンドバスライドの推進など、公共交通機関を利用した交通体系を確立するとともに、時差出勤等交通需要マネジメント（TDM）施策を推進し渋滞の解消を図るなど、温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善を推進する。
- ・快適で安全な生活環境の形成を図るため、中心市街地内の公共公益施設を結ぶ道路等は、無電柱化や植樹帯の整備を図り、高齢者や障がい者、自転車通行に配慮した広幅員の歩道整備を行うなど、バリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化を図る。
- ・地域活性化施策とタイアップした道路の整備を行う。
- ・高速道路網等の整備に当たっては、4車線化等による安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全にも十分配慮する。
- ・長期間未着手となっている都市計画道路については、社会経済情勢の変化等都市を取り巻く環境の変化に応じ、必要性・実現性の観点から、適時適切に見直しを行う。

○ 計画水準

- ・整備方針に基づき、土地利用と整合した道路の整備を計画的、効率的に進めるため、都市内道路の目標とすべき整備水準として、主要幹線道路、幹線道路及び補助幹線道路の市街地面積1km²あたりの延長密度を次のとおりとする。

年次	H22（基準年）	H37
目標水準	1. 4.5km	1. 5.3km

b) 主要な施設の配置の方針

○ 道路

- ・四国横断自動車道、阿南芸芸自動車道の整備及び広域高速道路網に接続する元町沖洲線のアクセス道路の整備を推進する。
- ・徳島外環状道路、内環状道路の2つの環状道路と（都）東吉野町北沖洲線（（県）沖ノ洲埠頭線）等の放射道路を計画的、体系的に整備する。
- ・鳴門ウチノ海総合公園へのアクセス道である（都）黒山中山線（（主）鳴門公園線）等、地域活性化施策を支援する道路の整備を促進する。
- ・大規模自然災害時のリダンダンシーを確保するため、緊急輸送道路等の整備を進めるとともに、

また、区域内の交通網については、災害の際には緊急輸送路や避難路としての役割も果たしているなか、一般国道11号と192号の交差点等、主要道路が徳島市の市街地を經由するため、交通渋滞が大きな問題となっている。

このような背景や課題から以下の基本方針に基づき交通体系の整備を図る。

○ 交通体系の方針

- ・近畿が近くなる、四国、徳島が小さくなる広域交通ネットワークを実現するため高速交通道路網の整備、交流人口の拡大や地域産業の活性化のため高速交通道路網へのアクセス道路の整備を行う。
- ・中心市街地から通過交通を排除し、都市内交通の円滑な分散を図るため、徳島市を中心とした放射・環状道路の整備を進めるとともに、徳島市中心部において鉄道の高架化を進め、踏切除却による安全性の向上、高架と合わせた街路網整備を図る。また、バス路線網の再編やパークアンドバスライド、バスレーンの設置等、公共交通機関を利用した交通体系を確立するとともに、時差出勤等交通需要マネジメント（TDM）施策を推進し渋滞の解消を図るなど、温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善を推進する。
- ・快適で安全な生活環境の形成を図るため、中心市街地内の公共公益施設を結ぶ道路等は、電線の中地化や植樹帯の整備を図り、高齢者や障がい者、自転車通行に配慮した広幅員の歩道整備を行うなど、バリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化を図る。
- ・地域活性化施策とタイアップした道路の整備を行う。
- ・地震、津波等による災害に対応するため、緊急輸送路として指定された道路の機能強化を図るとともに、交通機能としてだけでなく、避難場所や防災拠点としての機能も検討する。
- ・社会経済情勢の変化等都市を取り巻く環境の変化に応じ、必要性・実現性の観点から、適時適切に都市計画道路の見直しを行う。

○ 計画水準

- ・基本方針に基づき、土地利用と整合した道路の整備を計画的、効率的に進めるため、都市内道路の目標とすべき整備水準として、主要幹線道路、幹線道路及び補助幹線道路の市街地面積1km²あたりの延長を次のとおりとする。

年次	平成17年	平成32年
目標水準	1. 4.4km	1. 4.7km

b) 主要な施設の配置の方針

○ 道路

- ・四国横断自動車道、阿南芸芸自動車道の整備及び広域高速道路網に接続する元町沖洲線等アクセス道路の整備を推進する。
- ・徳島外環状道路、内環状道路の2つの環状道路と東吉野町北沖洲線等の放射道路を計画的、体系的に整備する。
- ・鳴門ウチノ海総合公園等へのアクセス道である鳴門公園線等、地域活性化施策を支援する道路の整備を推進する。

- 耐震化の推進など機能強化を図る。
- 鉄道
 - ・踏切による交通渋滞の解消と通行の安全化、円滑化を図るだけでなく市街地整備の面でも大きな効果をもたらす徳島駅西から文化の森駅付近までの鉄道の高架化を行う。特に徳島市中心部では、鉄道の高架化に合わせて実施する街路網整備によって市街地の分断を解消し、救急活動の迅速化や避難路の確保、また津波浸水に対しては高架駅が一時避難場所になるなど、都市防災機能の強化を図る。
 - ・県外との広域交通や県内の生活交通の主要公共交通機関として、さらに輸送機能向上のため高速化を図る。
 - その他
 - ・今後の海上輸送需要への対応や広域高速道路網の整備に伴い、港湾計画に基づき、本県の総合的な流通港湾として重要港湾徳島小松島港の整備を行い、また、重要港湾橋港を工業開発拠点港湾として整備を進める。
 - ・公共交通の利用促進に向けて、交通管理システムやバス専用レーン等の維持・活用、パークアンドライドシステムの充実化や駐車場、自転車駐輪場の整備等を促進する。(削除)
- c) 主要な施設の整備目標
- 優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

- 道路
 - ・広域交流のための道路とそのアクセス道路の整備
 - (都) 阿南鳴門線 (四国横断自動車道 (阿南IC～徳島JCT)、
阿南安芸自動車道 (桑野道路、福井道路))
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (都) かちどき橋橋線 ((国) 55号阿南道路)
 - (都) 江田小松島港線 ((主) 小松島港線)
 - (都) 津田新浜本町線 ((県) 津田インター線)
 - (主) 阿南勝浦線
 - (主) 阿南小松島線
 - (都) 元町沖洲線 ((県) 徳島東インター線)
 - ・都市部の渋滞緩和のための道路の整備
 - (都) 徳島南環状線 ((国) 192号徳島南環状道路)
 - (都) 徳島西環状線 ((主) 徳島環状線)
 - (削除)
 - (都) 徳島東環状線 ((主) 徳島環状線)
 - (都) 住吉万代園瀬橋線 ((県) 宮倉徳島線の一部等)
 - (都) 元町沖洲線 ((主) 沖ノ洲徳島本町線)

- 鉄道
 - ・交通渋滞の解消と通行の安全化、円滑化を図るだけでなく市街地整備や都市防災の面でも大きな効果をもたらす徳島駅西から文化の森駅付近までの鉄道の高架化を行うとともに、県外との広域交通や県内の生活交通の主要公共交通機関として、さらに輸送機能向上のため高速化を図る。
 - その他
 - ・今後の海上輸送需要への対応や広域高速道路網の整備に伴い、港湾計画に基づき、本県の総合的な流通港湾として重要港湾徳島小松島港の整備を行い、また、重要港湾橋港を工業開発拠点港湾として整備を進める。
 - ・輸送効率の向上に向けて、交通管理システムやバス専用レーン等の維持・活用、パークアンドライドシステムの充実化や駐車場、自転車駐輪場の整備等を促進する。また、利便性の向上のため高速バスターミナル等の整備を図る。
- c) 主要な施設の整備目標
- 優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な施設は次のとおりとする。

- 道路
 - ・広域交流のための道路とそのアクセス道路の整備
 - 四国横断自動車道 (阿南～鳴門)
 - 一般国道55号 阿南道路
 - 阿南安芸自動車道、桑野道路、福井道路
 - 一般国道438号 上八万バイパス
 - (主) 徳島空港線
 - (主) 小松島港線
 - (主) 阿南勝浦線
 - ・都市部の渋滞緩和のための道路の整備
 - 一般国道192号 徳島南環状道路
 - (主) 徳島環状線
 - (都) 芝生日ノ峰線
 - (都) 徳島東環状線
 - (都) 住吉万代園瀬橋線
 - (都) 元町沖洲線

(都) 東吉野町北沖洲線 ((県) 沖ノ洲埠頭線)

- ・地域活性化施策等を支援する道路の整備

(都) 黒山中山線 ((主) 鳴門公園線)

○ 鉄道

- ・徳島駅西から文化の森駅付近の J R 高德線及び牟岐線の鉄道高架化の促進

○ 空港・港湾

- ・重要港湾徳島小松島港の整備
- ・重要港湾橘港の整備

(都) 東吉野町北沖洲線

- ・地域活性化施策等を支援する道路の整備

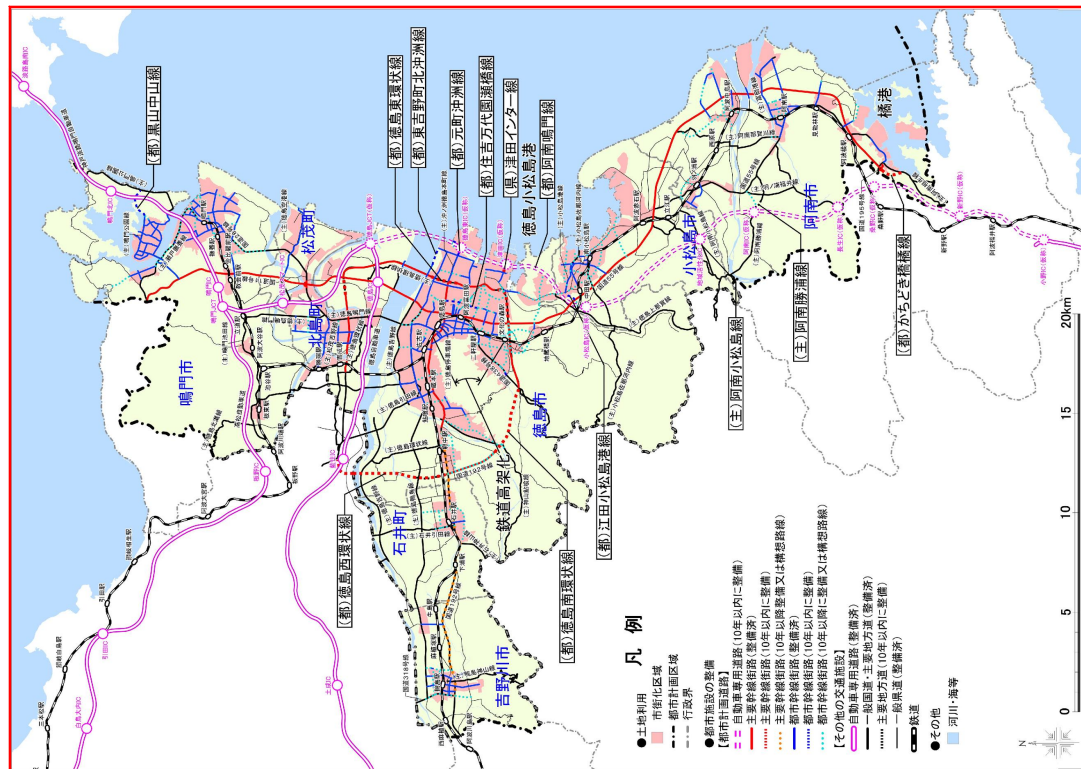
(主) 鳴門公園線

○ 鉄道

- ・徳島駅西から文化の森駅付近の J R 高德線及び牟岐線の鉄道高架化の促進

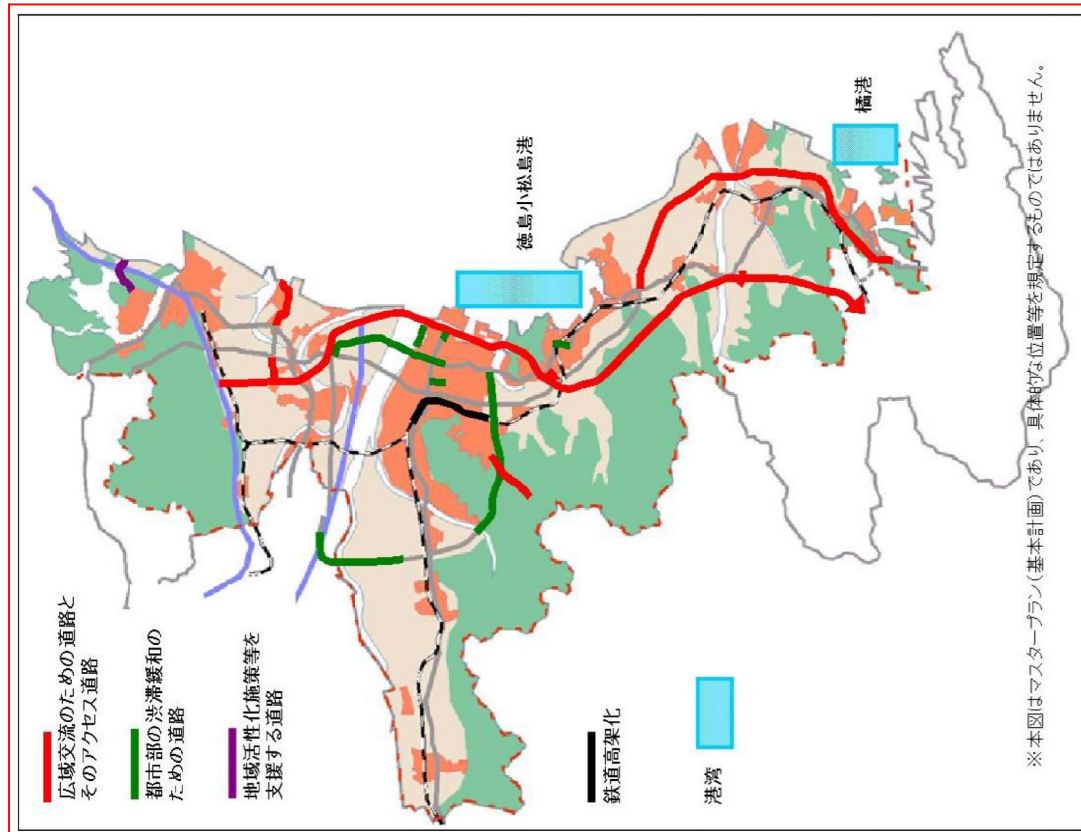
○ 空港・港湾

- ・重要港湾徳島小松島港の整備
- ・重要港湾橘港の整備



2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

- a) 基本方針
○ 基本方針



2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

- a) 基本方針
○ 基本方針

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、市街化の動向に対応して、下水道、浄化槽及び集落排水施設等汚水処理施設の効果的かつ総合的な整備を推進する。

気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に対応するため、河川の治水安全度を向上させるとともに南海トラフの地震に備えた、地震・津波対策に取り組むことにより県土の強靱化を図る。

また、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める。

○ 計画水準

「とくしま生活排水処理構想2017」に示す平成37年度の汚水処理人口普及率を目標に徳島市、阿南市、吉野川市及び旧吉野川流域下水道関連1市2町で引き続き公共下水道の整備を推進するとともに、小松島市においても早期供用を目指す。

本区域の河川について、計画規模の洪水を安全に流下させるための河川整備を実施するとともに、避難時間の確保などの地震・津波対策を計画的に進める。

b) 主要な施設の配置の方針

○ 下水道

公共下水道については、徳島市他4市2町で都市計画決定されている6,684haを主体に管渠整備と処理場建設のバランスのとれた整備を進め、旧吉野川流域下水道についても藍住町、板野町を含む約4,524haにおいて整備を進め、普及率の向上を図る。

また、地震・津波による災害時においても、汚水処理機能の維持又は早期回復を図るため、下水道施設の耐震化及び津波対策を推進する。

○ 河川

本区域の河川について、計画規模の洪水を安全に流下させるため、築堤や河道掘削等の河川整備を実施するとともに、地震・津波対策として河川堤防の嵩上げや液状化対策などを実施する。

また、水環境改善に取り組むことにより、安全面だけでなく水質浄化等うるおいのある水辺空間を創出し良好な都市空間づくりを推進する。

○ 海岸

本区域の海岸においては、地震・津波及び高潮等に対する防災・減災対策として、既存の海岸保全施設の改修や液状化対策などを推進する。

c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

○ 下水道

公共下水道事業

徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、

公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、市街化の動向に対応して、下水道、浄化槽及び集落排水施設等汚水処理施設の効果的かつ総合的な整備を推進する。

吉野川、那賀川、勝浦川など県内を流れる大小の河川について、都市化に伴う流域の保水、遊水機能の低下等により、河川の治水安全度の低下や水辺環境の悪化がみられる。このようなことから、氾濫を防止し災害に対する安全度を高めるため、治水対策を推進するとともに、防災上支障のない限り、現況の豊かな自然環境に配慮し、自然と調和した良好な水辺空間の整備と保全に努める。

○ 計画水準

本区域における平成21年度末の下水道普及人口は、徳島市で約73,000人、吉野川市で約16,000人、旧吉野川流域下水道関連1市2町で約6,000人であり、平成22年度末に供用開始した阿南市の公共下水道事業も含め、引き続き整備を促進し普及率の向上に努める。

また、小松島市における公共下水道事業においても、早期供用を目指して整備を図るとともに普及率の向上に努める。

処理人口普及率は、「徳島県汚水処理構想（H23年度策定予定）」に定める平成32年目標値を目指し、整備を進める。

吉野川や那賀川において下流部の内水対策や堤防補強等により治水安全度の向上を図る。その他の中小河川については、都市河川を中心に計画規模の降雨による流水を安全に流下できるよう河床掘削、築堤、護岸の新設・改良を推進する。

b) 主要な施設の配置の方針

○ 下水道

公共下水道については、徳島市他4市2町で都市計画決定されている6,576haを主体に管渠整備と処理場建設のバランスのとれた整備を進め、旧吉野川流域下水道についても藍住町、板野町を含む約4,500haにおいて整備を進め、普及率の向上を図る。

○ 河川

本区域には一級河川吉野川といった大河川から極めて小規模な河川まで多数存在するが、区域のほとんどは河口付近の平坦地で堤内地が低く内水排除に課題をもつ河川もある。現在これらの河川を中心に改修事業を実施しており、事業進捗を図ることにより浸水等被害を防止する。

また、新町川等の市街地内の河川において水環境改善に取り組むことにより、安全面だけでなく水質浄化等うるおいのある水辺空間を創出し良好な都市空間づくりを推進する。

○ 海岸

沿岸部においては、津波・高潮に対する防災・減災対策として、既存の海岸保全施設の改修を推進する。

c) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

○ 下水道

公共下水道事業

徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、

松茂町、北島町	旧吉野川流域下水道事業
○ 河川	直轄河川改修事業
	広域河川改修事業
	総合流域防災事業
	<u>河川管理施設長寿命化事業</u>
吉野川、旧吉野川、今切川、那賀川、桑野川、飯尾川、西大堀川、園瀬川、多々羅川、桑野川、岡川、勝浦川	
田野川、政所谷川、立江川、大津田川、福井川、荻屋川	
新町川、多々羅川、冷田川、飯尾川、大谷川、新池川、出島川、蛭地川、荻屋川、立江川、田野川、芝生川、新堀川、豊ノ本川、太田川、打樋川（徳島）、打樋川（阿南）	
<u>撫養川、大谷川、福井川、荻屋川、立江川、新堀川、豊ノ本川、多々羅川、冷田川、勝浦川</u>	
地震高潮対策河川事業	
○ 海岸	
海岸 <u>浸食</u> 対策事業	坂野地区海岸、今津地区海岸
津波・高潮危機管理対策緊急事業	撫養港海岸、徳島小松島港海岸、坂野地区海岸、今津地区海岸、富岡港海岸、橋港海岸
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	堂の浦地先海岸、小池地先海岸、高島地先海岸、三ツ石地区海岸、福池地先海岸、鳴門地先海岸、撫養港海岸、栗津港海岸、松茂地区海岸、今切港海岸、小松地先海岸、徳島小松島港海岸、坂野地区海岸、今津地区海岸、中島港海岸、富岡港海岸、見能林地区海岸、橋港海岸

3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a) 基本方針

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、社会動向や人口動態に対応するとともに、長期的な展望に立って都市基盤施設と一体的、系統的に各都市施設の整備を図るものとする。また、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する都市施設については、バリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化を推進する。

b) 主要な施設の配置の方針

○ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、今後も循環型社会の構築に向けて、ごみの発生抑制、分別について啓発するとともに、ごみの再利用化、再資源化を推進する施設の整備を推進する。
また、廃棄物処理施設の整備に当たっては、長期的展望に立ち、広域的、効率的な処理体制の構築や、地域住民の理解と協力が得られるよう環境に配慮した施設整備を推進する。

松茂町、北島町	旧吉野川流域下水道事業
○ 河川	直轄河川改修事業
	広域河川改修事業
	総合流域防災事業
吉野川、那賀川、園瀬川、多々羅川、飯尾川、西大堀川、桑野川、岡川、撫養川、勝浦川	
田野川、政所谷川、立江川、大津田川、福井川、荻屋川	
紀伊水道地震高潮対策河川事業	<u>新池川、田野川</u>
○ 海岸	
直轄海岸保全施設整備事業	<u>撫養港海岸</u>
海岸 <u>浸食</u> 対策事業	今津・坂野海岸
津波・高潮危機管理対策緊急事業	徳島小松島港海岸、 <u>鳴門海岸</u> 、 <u>撫養港海岸</u> 、 <u>今津・坂野海岸</u> 、 <u>橋港海岸</u>
老朽化対策緊急事業	徳島小松島港海岸、橋港海岸

3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

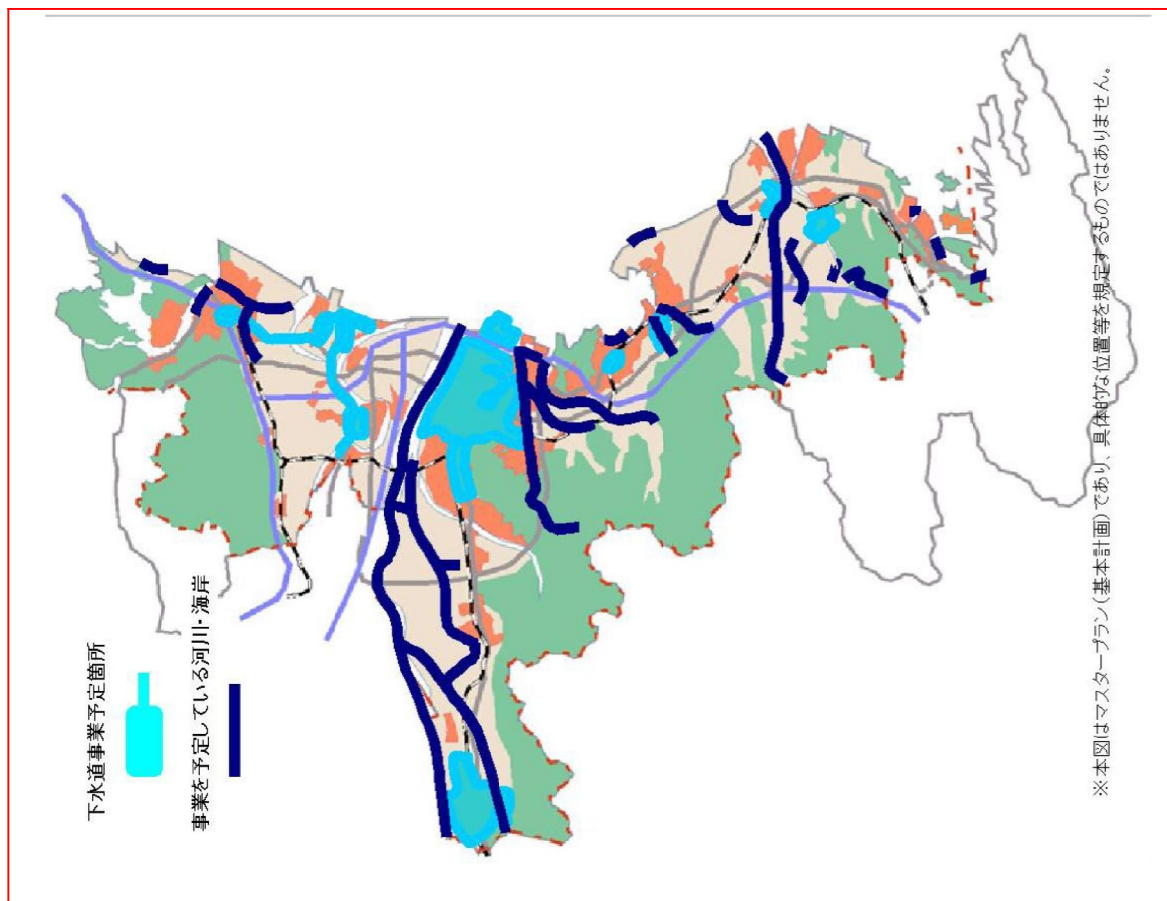
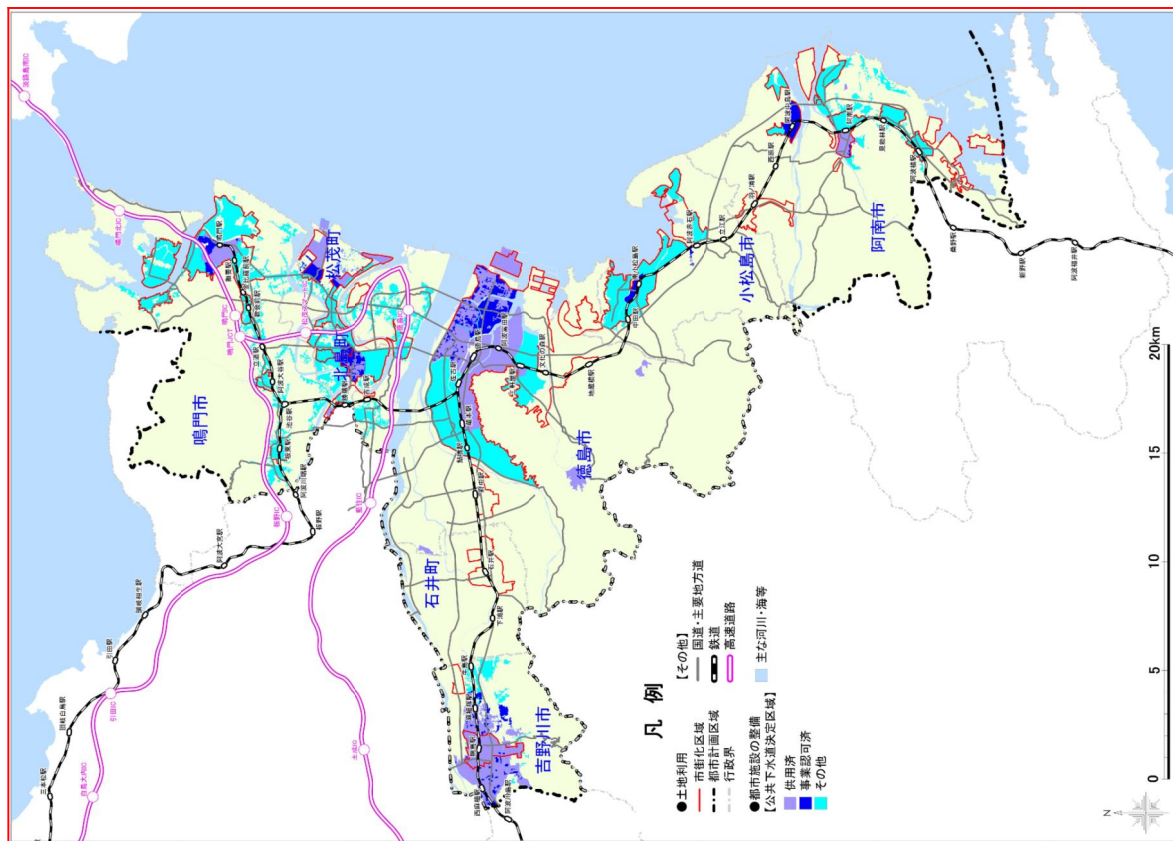
a) 基本方針

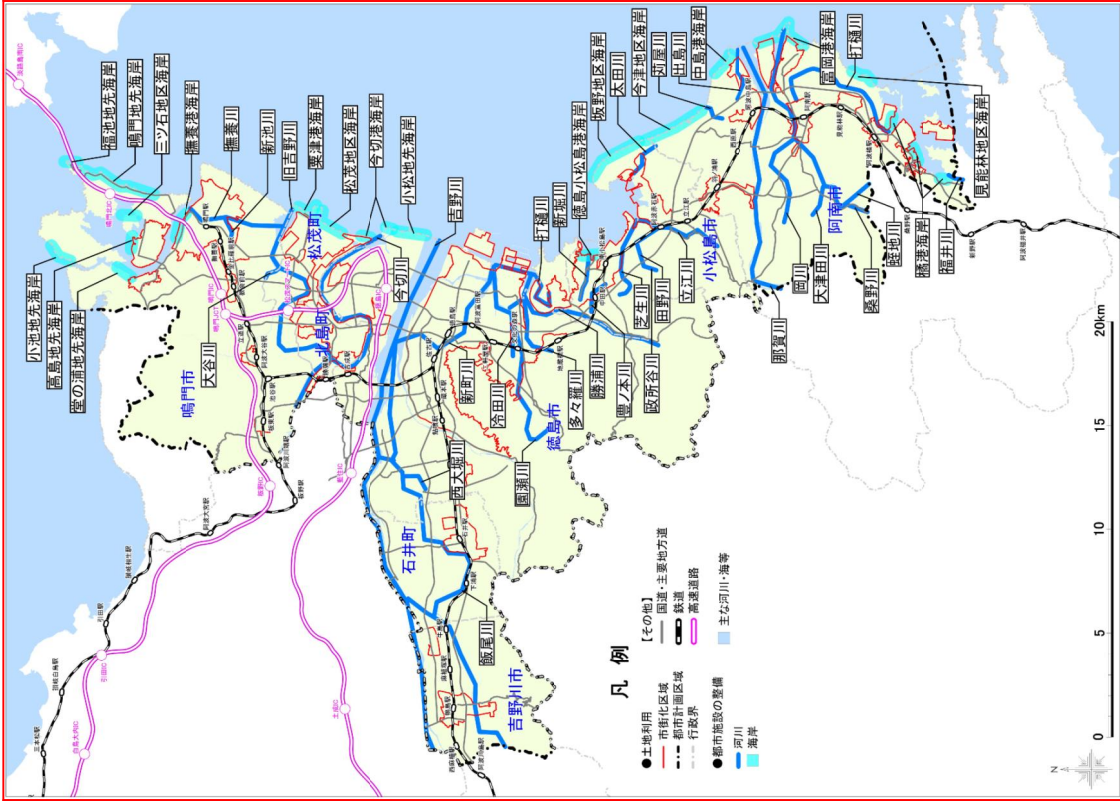
健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の向上を図るため、社会動向や人口動態に対応するとともに、長期的な展望に立って都市基盤施設と一体的、系統的に各都市施設の整備を図るものとする。また、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する都市施設については、バリアフリー化、さらにはユニバーサルデザイン化を推進する。

b) 主要な施設の配置の方針

○ ごみ処理施設等

ごみ処理については、今後も循環型社会の構築に向けて、ごみの発生抑制、分別に努めるとともに、ごみの再利用化、再資源化を推進する施設の整備を図る。
また、廃棄物処理施設の整備にあたっては、長期的展望に立ち、広域的、効率的な処理体制を構築するとともに、地域住民の理解と協力が得られるよう技術面や環境面での充実に努める。





4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

J R 駅周辺等の中心市街地において、商業機能の郊外化等により空き店舗の増加が見られる地区については市街地再開発事業等により土地の高度利用、都市機能の複合化を進め、魅力ある市街地、商店街として再生を図る。

既成市街地においては、細街路が未整備の地区や老朽化した木造住宅が密集した地区が見られ、このような地区においては、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、住環境の改善や防災機能の向上を図る。

特に、徳島駅西から文化の森駅付近の J R 高徳線・牟岐線の沿線及びその周辺においては、鉄道による市街地の分断の解消とともに基盤整備を行う必要がある地区が多い。このため、鉄道の高架化とともに、街路整備事業を併せて実施することにより、安全・安心、かつ利便性が高く賑わいのあるまちづくりを行うものとする。

また、幹線道路周辺への市街化圧力は今後も続くものと予想され、無秩序な開発や周辺環境への影響が懸念される。このような地区については、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、秩序ある開発を誘導することにより、周辺環境との調和を図る。

2) 市街地整備の目標

徳島市の新町西地区において、市街地の整備を進める。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域は、吉野川、勝浦川、那賀川等の河口部の広大な沖積平野と東西に帯状に配列する山地により形成されている。また、市街地やその近傍に徳島市の眉山や城山に代表されるような自然環境及び多様な機能を果たす都市農地が残され、一方、海岸線には国立公園や国定公園に指定されるなど景勝に優れた自然も豊富に有した地域であり、住民の自然環境に対する意識も高い。

このため、市街地の開発等に当たっては、現況の豊かな自然環境に配慮し、調和を図りながら計画的に行い、保全に努めるとともに、市街地の外側では、公園、農地等の整備及び自然環境の再生など地域の状況に応じて検討する。また、レクリエーション施設や防災施設としての機能も有する都市公園・緑地を計画的に配置することにより、健康で安全かつ文化的な都市づくりに努めるものとする。

さらに、気候変動による自然環境の悪化を防止するため、魅力ある都市空間や水辺空間などにおける地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を推進するとともに、森林、農地、河川における水の涵養機能の維持、向上を図ることにより、健全な水循環の維持、回復を図るものとする。また、道路・建物等施設の緑化を推進し、既存の自然緑地や機能的に配置された都市公園など、都市の緑地の連続性の確保によるヒートアイランド現象の緩和や生態系の保全など、良好な景観形成、生物の生息場の提供、気温上昇の抑制等、自然環境が有する多様な機能を活用し魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みに努めるものとする。

3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

J R 駅周辺等の中心市街地において、商業機能の郊外化等により空き店舗の増加が見られる地区については市街地再開発事業等により土地の高度利用、都市機能の複合化を進め、魅力ある市街地、商店街として再生を図る。

既成市街地においては、細街路が未整備の地区や老朽化した木造住宅が密集した地区が見られ、このような地区においては、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、住環境の改善や防災機能の向上を図る。

特に、徳島駅西から文化の森駅付近の J R 高徳線及び牟岐線沿道においては、鉄道による市街地の分断の解消とともに基盤整備を行う必要がある地区が多い。このため、鉄道の高架化とともに、街路整備事業を併せて実施することにより、安全かつ利便性の高いまちづくりを行うものとする。

また、幹線道路周辺への市街化圧力は今後も続くものと予想され、無秩序な開発や周辺環境への影響が懸念される。このような地区については、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、秩序ある開発を誘導することにより、周辺環境との調和を図る。

2) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定している市街地開発事業は以下のとおりである。

・徳島市新町西地区市街地再開発事業

3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本都市計画区域は、吉野川、勝浦川、那賀川等の河口部の広大な沖積平野と東西に帯状に配列する山地により形成されている。また、徳島市の眉山や城山に代表されるように市街地やその近傍に自然林が残され、一方、海岸線には国立公園や国定公園に指定されるなど景勝に優れた自然も豊富に有した地域であり、住民の自然環境に対する意識も高い。

このため、市街地の開発等に当たっては、現況の豊かな自然環境に配慮し、調和を図りながら計画的に行い、保全に努めるものとする。また、レクリエーション施設や防災施設としての機能も有する都市公園・緑地を計画的に配置することにより、健康で安全かつ文化的な都市づくりに努めるものとする。

また、水辺空間や道路・建物等施設の緑化により、既存の自然緑地や機能的に配置された都市公園など都市の緑地の連続性を確保し、ヒートアイランド現象の緩和や自然環境、生態系の保全に努めるものとする。

なお、長期間未着手となっている都市計画公園については、社会経済情勢の変化等都市を取り巻く環境の変化に応じ、必要性・実現性の観点から、適時適切に見直しを行う。

- ・緑地の確保目標水準（おおむね20年後）

緑地確保目標	都市計画区域に対する割合
約9.200ha	約17.4%

- ・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本区域において都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準は次のとおりとす。

年次	H22（基準年）	H37
目標水準	9.5㎡/人（実数）	10.9㎡/人

2) 主要な緑地の配置の方針

a) 環境保全系統

都市の自然的骨格を形成する山林、河川（吉野川、勝浦川、那賀川水系）、海岸（鳴門市島田島から阿南市橘湾に至る）等の既存緑地を適切に保全するとともに、市街地内でシンボルとして溶け込んでいる緑（徳島市の眉山及び城山等）の保全を図る。さらに、公共施設の緑化やピオトープにより、ヒートアイランド現象の緩和や自然環境、生態系の保全を図る。

また、鳴門市のドイツ村公園等、歴史的文化的に意義の高い文化財の集積地域を緑化保全する。

b) レクリエーション系統

都市公園は、自然、文化、人とのふれあいの場であり、多様化するレクリエーションの需要に対応するため、地域の特性を活かした特色ある緑地を保全、整備、配置する。

徳島市の自然の景勝地である日峯大神子地区、市街地に隣接した文化的意義の高い阿波史跡公園や徳島市総合動植物公園を中心とした地区、鳴門市のスポーツ・レクリエーション活動の場としての鳴門ウチノ海総合公園を中心としたウチノ海地区等において緑地の保全を図る。

また、県南部のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として「健康」をテーマとした南部健康運動公園を中心とした地区の緑地の整備を行い、良好なレクリエーション環境を創造する。

c) 防災系統

地震、津波による広域的かつ大規模な災害に対応するため、蔵本公園、鳴門総合運動公園及び南部健康運動公園など広域防災拠点や避難場所となる都市公園を確保し、機能強化により地域防災力の向上を図るとともに、緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点機能を強化する。

災害の抑止あるいは災害時の活動拠点や避難地として、また、火災や工場地帯との緩衝地として津田、沖洲地区等の既存の工業地の他、徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）や本州四国連絡道路周辺部の緩衝緑地等の整備、保全を図るとともに、学校等既存の公共空地や、避難路となる市街地の広幅員道路の緑化及び河岸、海岸の緑道の整備、保全を図る。

さらには、他法令と調整しながら眉山山稜、津乃峰山麓など市街地隣接の樹林地帯等の環境の保全を図る。

- ・緑地の確保目標水準（おおむね20年後）

緑地確保目標	都市計画区域に対する割合
約9.200ha	約17.5%

- ・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本区域において都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準は次のとおりとす。

年次	平成17年度末	平成32年度末
目標水準	8.0㎡/人（実数）	10.7㎡/人

2) 主要な緑地の配置の方針

a) 環境保全系統

都市の自然的骨格を形成する山林、河川（吉野川、勝浦川、那賀川水系）、海岸（鳴門市島田島から阿南市橘湾に至る）等の既存緑地を適切に保全するとともに市街地内でシンボルとして溶け込んでいる緑（徳島市の眉山及び城山等）の保全を図る。さらに、公共施設の緑化やピオトープにより、ヒートアイランド現象の緩和や自然環境、生態系の保全を図る。

また、鳴門市のドイツ村公園等、歴史的文化的に意義の高い文化財の集積地域を緑化保全する。

b) レクリエーション系統

都市公園は、自然、文化、人とのふれあいの場であり、多様化するレクリエーションの需要に対応するため、地域の特性を活かした特色ある緑地を保全、整備、配置する。

徳島市の自然の景勝地である日峯大神子地区、市街地に隣接した文化的意義の高い阿波史跡公園を中心とした地区、鳴門市のスポーツ・レクリエーション活動の場としての鳴門ウチノ海総合公園を中心としたウチノ海地区等において緑地の保全を図る。

また、県南部のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として「健康」をテーマとした南部健康運動公園を中心とした地区の緑地の整備を行い、良好なレクリエーション環境を創造する。

c) 防災系統

災害の抑止あるいは災害時の活動拠点や避難地として、また、火災や工場地帯との緩衝地として防災機能を有する緑地を確保、整備する。

自然災害防止のため、他法令と協力しながら眉山山稜、津乃峰山麓など市街地隣接の樹林地帯等の環境の保全を図る。

また、地震、津波及び火災等による災害に対応するため、蔵本公園、鳴門総合運動公園及び南部健康運動公園など広域防災拠点や避難場所となる都市公園を確保し、機能強化により地域防災力の向上を図るほか、学校等既存の公共空地を保全するとともに、避難路となる市街地の広幅員道路の緑化及び河岸、海岸の緑道の整備を図る。

津田、沖洲地区等既存の工業地の他、徳島飛行場や本州四国連絡高速道路周辺部の緩衝緑地等の整備、保全を図る。

d) 景観構成系統

緑なす特徴的な山々、清く豊かな水流を誇る河川、美しい海岸線等（鳴門市及び阿南市の国立、国定公園等）風致に富む特徴ある郷土景観を構成する緑地、また、都市の中で「顔」となる地区景観を形成する緑地（徳島市の徳島中央公園等）の確保、保全を図る。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- 公園緑地等の整備目標及び配置方針の概要

公園緑地等の区分	配置方針の概要	整備目標	
		H22 (基準年)	H37
街区公園	住民単位に誘致距離、人口等を考慮して適切に配置する。	0.5	0.6
近隣公園	各住区に1箇所を配置することを目標とする。	0.6	0.8
地区公園	4住区に1箇所を配置することを目標とする。	0.4	0.5
総合公園	文化の森総合公園、徳島中央公園を中核として人口規模を考慮して配置する。	2.0	2.3
運動公園	鳴門総合運動公園、蔵本公園を中核とし人口規模を考慮して配置する。	0.9	1.2
特殊公園	恵まれた自然を利用して、市街地に近く住民に親しまれている名所や展望地について配置する。	2.2	2.3
広域公園	既存の日鞆大神子広域公園の保全を図る。	1.3	1.4
緑地	河川敷や海岸線を緑地として緑の保全を図る。	1.5	1.7
緑道等	河川、海岸敷きを利用して各公園緑地を有機的に結合させるよう配置する。	0.0	0.2

- 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針の概要

地区の種類	指定方針の概要	指定目標
風致地区	市街地から眺望される景観の優れた山地等について引き続き維持を図るとともに、樹林の枯死等指定後その環境が大きく変化している地区については、維持等について検討を行うものとする。	約1,200ha

4) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

種別	公園名	規模
運動公園	南部健康運動公園	70.0
総合公園	ドイツ村公園	54.3

単位：ha

d) 景観構成系統

緑なす特徴的な山々、清く豊かな水流を誇る河川、美しい海岸線等（鳴門市及び阿南市の国立、国定公園等）風致に富む特徴ある郷土景観を構成する緑地、また、都市の中で「顔」となる地区景観を形成する緑地（徳島市の徳島中央公園等）の確保、保全を図る。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- 公園緑地等の整備目標及び配置方針の概要

公園緑地等の区分	配置方針の概要	整備目標	
		基準年 (H17)	目標年 (H32)
街区公園	住民単位に誘致距離、人口等を考慮して適切に配置する。	0.5	0.6
近隣公園	各住区に1箇所を配置することを目標とする。	0.6	0.8
地区公園	4住区に1箇所を配置することを目標とする。	0.4	0.6
総合公園	文化の森総合公園、徳島中央公園を中核として人口規模を考慮して配置する。	1.8	2.3
運動公園	鳴門総合運動公園、蔵本公園を中核とし人口規模を考慮して配置する。	0.7	1.2
特殊公園	恵まれた自然を利用して、市街地に近く住民に親しまれている名所や展望地について配置する。	1.3	2.9
広域公園	既存の日鞆大神子広域公園の保全を図る。	1.3	1.3
緑地	河川敷や海岸線を緑地として緑の保全を図る。	1.5	1.7
緑道等	河川、海岸敷きを利用して各公園緑地を有機的に結合させるよう配置する。	0.0	0.2

- 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針の概要

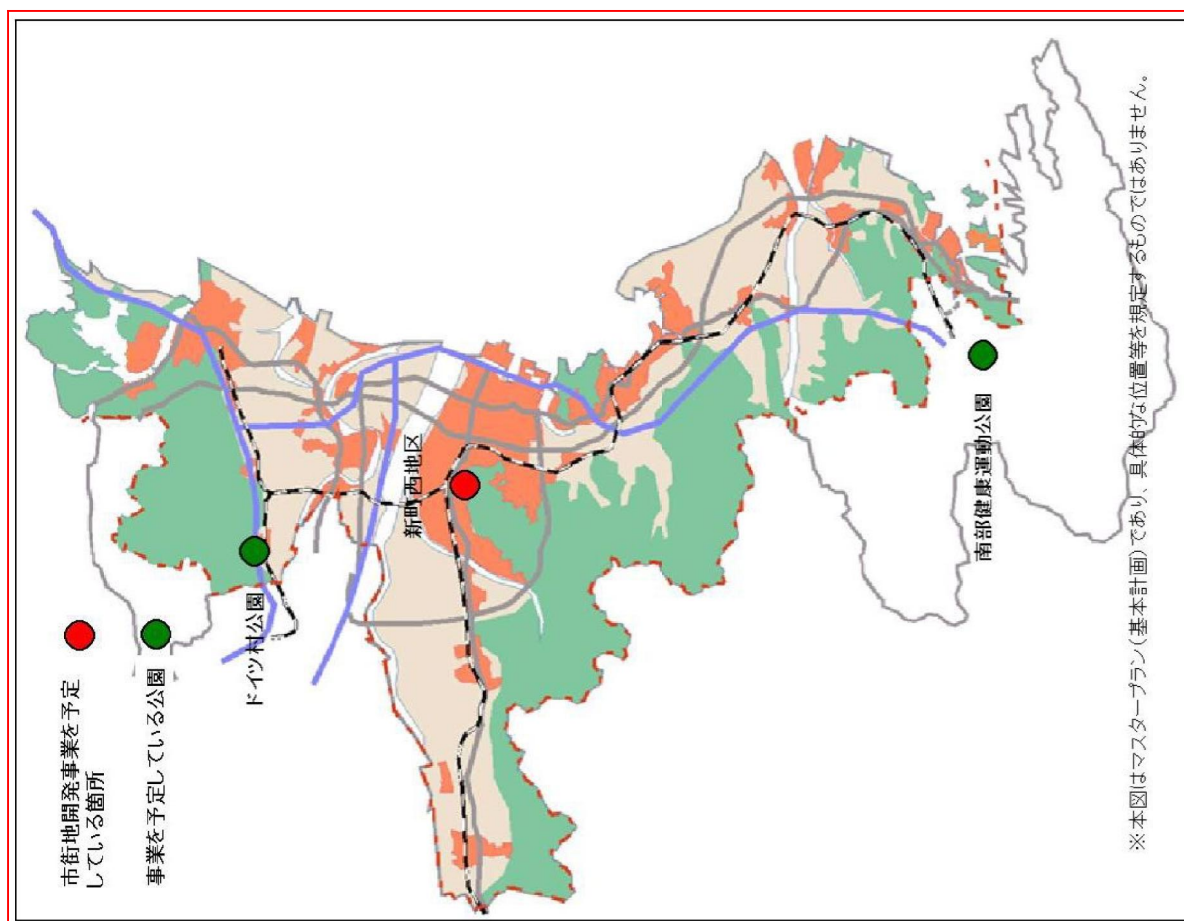
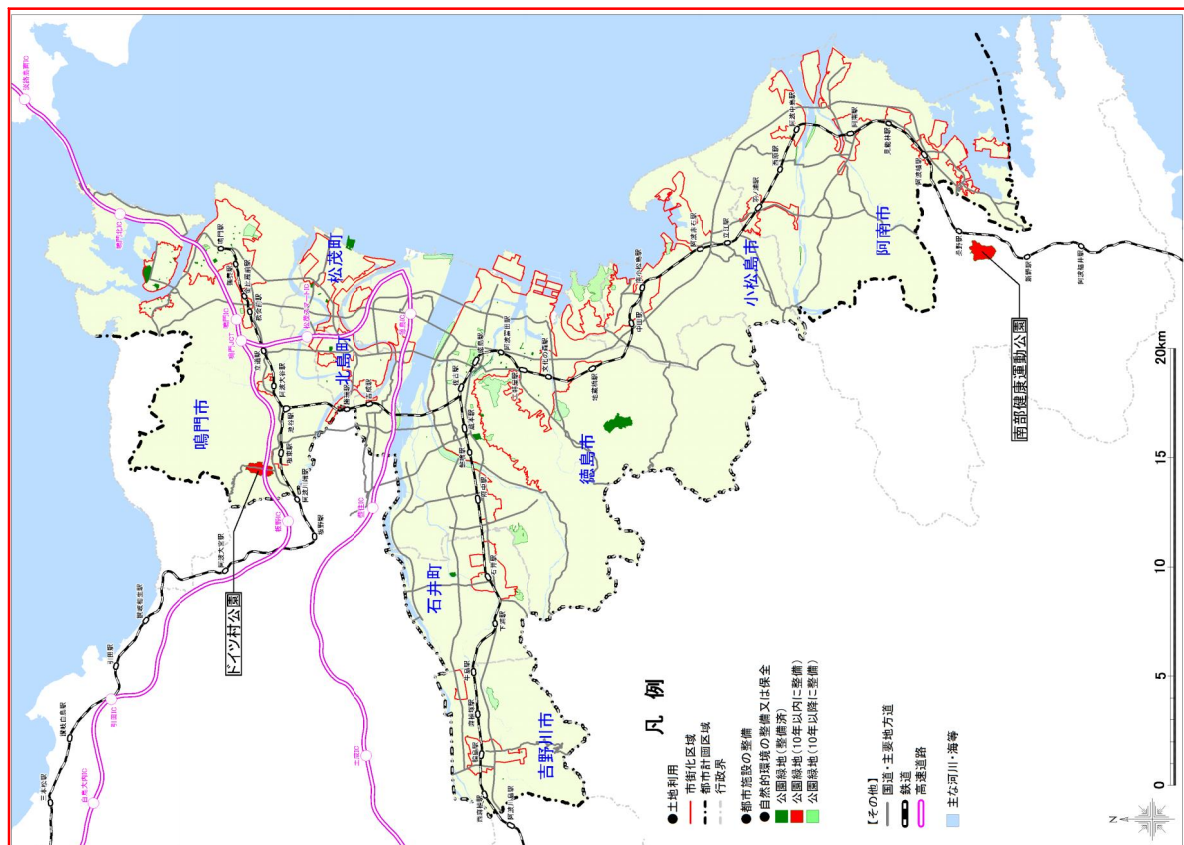
地区の種類	指定方針の概要	指定目標
風致地区	市街地から眺望される景観の優れた山地等について引き続き維持を図るとともに、樹林の枯死等指定後その環境が大きく変化している地区については、維持等について検討を行うものとする。	約1,200ha

4) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

種別	公園名	規模
運動公園	南部健康運動公園	70.0
総合公園	ドイツ村公園	54.3

単位：ha



徳島東部都市計画区域区分の変更について

1. 基本方針

徳島東部都市計画区域は、県都徳島市を中心に5市3町からなり、その大部分は吉野川、勝浦川、那賀川などの沖積平野に発展した都市で、東部は紀伊水道に臨み、北部、南部は山々の緑を背にした自然豊かな都市圏である。本区域の面積は県全体の約13%にすぎないが、人口は県全体の約65%を占めており、本県の行政、経済、文化の中心地域である。

平成25年度～26年度に都市計画法第6条に定める基礎調査を行った結果、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る上で一部区域区分を修正する必要があると認められるので、次の箇所について見直しを行うものである。

- (1) 既成市街地と連続し、現に市街地を形成している区域や計画的な市街化が見込まれる区域のほか、インターチェンジ周辺で市街地を形成する区域を市街化区域に編入する。
- (2) 現に市街化されておらず、営農が継続されることが確実であり、計画的な市街地整備の見込みがない区域を市街化調整区域に編入する。
- (3) 区域区分界で、周辺の状況の変動等により不合理となったものを適切かつ合理的に変更する。

2. 今回見直しまでの経緯

- ・昭和46年 5月 当初決定
- ・昭和54年11月 第1回見直し
- ・昭和62年 9月 第2回見直し
- ・平成 8年 3月 第3回見直し
- ・平成16年12月 第4回見直し
- ・平成24年 5月 第5回見直し

3. 人口の推計

	平成22年	平成37年
都市計画区域	約513千人	約479千人
市街化区域	約344千人	約320千人
市街化調整区域	約169千人	約159千人

4. 市街化区域の規模

市街化区域面積 (変更前)	今回追加	今回削除	増減	市街化区域面積 (変更後)
約8,797ha	約49ha	約43ha	約6ha	約8,803ha

箇所別調書

図面 番号	市町村名	地区名	面積 (ha)		用途地域 (案)	編入理由	備考
			市街化区域編入	市街化調整区域編入			
1	徳島市	津田	約10.7ha		準工業地域 工業専用地域	当地区の周囲では既に工業地が形成されており、また地区内には津田ICの整備が予定されていることから、今後周囲の土地と一体となってICを活かした土地利用を行うため、市街化区域に編入する。	
2	徳島市	沖洲	約2.1ha		工業地域	既に周辺の工業地と一体的に利用されており、市街化区域に隣接した地区であることから、区域区分の明確化を図るため、市街化区域に編入する。	区域区分の明確化
3	鳴門市	大麻		約10.2ha	無指定	周辺の農業振興地域内農地と一体となった田であり、営農が継続されることが確実で、計画的な市街地整備の見込みもないため、市街化調整区域に編入 (逆線引き) する。	
4	小松島市	日開野弥三次	約1.7ha		第一種住居地域	市街化区域に隣接する当地区では既に市街化が進み、また周辺には中学校や警察署が立地するなど一定の都市機能の集約が見られることから、今後も都市的土地利用を行うため、市街化区域に編入する。	
5	小松島市	野神南・鎌須		約7.3ha	無指定	周辺の農業振興地域内農地と一体となった田であり、営農が継続されることが確実で、計画的な市街地整備の見込みもないため、市街化調整区域に編入 (逆線引き) する。	
6	小松島市	浜塚		約20.9ha	無指定	周辺の農業振興地域内農地と一体となった田であり、営農が継続されることが確実で、計画的な市街地整備の見込みもないため、市街化調整区域に編入 (逆線引き) する。	
7	小松島市	元根井	約0.2ha		準工業地域	既に周辺の工業地と一体的に利用されており、市街化区域に隣接した地区であることから、区域区分の明確化を図るため、市街化区域に編入する。	区域区分の明確化
8	阿南市	下大野	約27.1ha		工業地域	当地区は既に工業地が形成されており、また地区内には阿南ICの整備が予定されていることから、今後もICを活かした都市的土地利用を行うため、市街化区域に編入する。	
9	阿南市	宝田	約7.1ha		第一種住居地域 準工業地域	市街化区域に隣接する当地区では医療や福祉の施設が立地するなど一定の都市機能の集約が見られることから、今後も都市的土地利用を行うため、市街化区域に編入する。	
10	阿南市	新浜		約31.1ha	無指定	周辺の農業振興地域内農地と一体となった田であり、営農が継続されることが確実で、計画的な市街地整備の見込みもないため、市街化調整区域に編入 (逆線引き) する。	
11	松茂町	山南		約2.3ha	無指定	周辺の農業振興地域内農地と一体となった田であり、営農が継続されることが確実で、計画的な市街地整備の見込みもないため、市街化調整区域に編入 (逆線引き) する。	
12	北島町	鯛浜	約0.3ha		商業地域 第二種住居地域	既に隣接する市街化区域と一体となった土地利用が行われており、区域区分の明確化を図るため、市街化区域に編入する。	区域区分の明確化
合計			約49.2ha	約43.8ha			